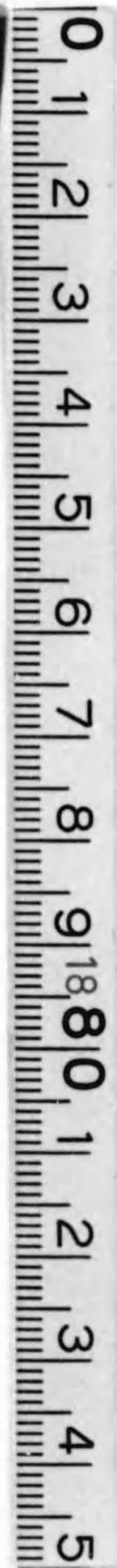


特230

341

園藝叢書 (統制編)

兵庫縣園藝會



始



特320
341



(説明…上下…昭和16年9月23日—25日・神戸市三宮大丸)
ニテ開催ノ本會主催空閑地利用園藝品評會出品物ノ一部



各地園藝家に定評ある

關西一の生花市場

毎月二回市況報を發刊す

神戸高級生花市場株式會社

神戸市湊東區楠町二丁目一七五
電話元町④三六〇四番
振替神戸一九八五番

同 六甲分工場

神戸市灘區都賀永田五四
電話御影三三九六番

毎日午後二時開市

定休(七)日
毎月(二十一)日

關西で!!!

切花業者の一番多く集る市場は取
扱至極公平にして親切且信用ある

株式會社 神戸園藝市場

神戸市湊東區楠町三丁目一七一
電話元町④三九四六番
振替神戸一〇八番
大阪二五六〇〇番

地方出荷

大歓迎!

目次

一、青果物配給統制……………(一)

(一) 青果物配給統制規則……………(一)

(二) 關係告示、要項、通牒……………(四)

(1) 農林大臣指定青果物ノ種類……………(四)

(2) 農林大臣指定消費地域、荷受機關及市場……………(四)

(3) 規則第十條第七號ノ規定ニ依ル農林大臣ノ指定……………(四)

(4) 知事指定出荷地區、出荷團體及青果物……………(四)

(5) 兵庫縣青果物配給統制委員會規程……………(七)

(6) 振賣許可取扱要項……………(八)

(7) 指定團體長宛經濟部長通牒……………(二)

(三) 青果物配給統制規則解說……………(二)

二、諸類配給統制……………(四)

(一) 諸類配給統制規則……………(四)

(二) 關係縣令、告示、要項、通牒……………(六)

(1) 兵庫縣諸類檢査規則(抄録)……………(六)

(2) 諸類配給統制規則施行細則……………(三)

(3) 同 右(取扱方針)……………(三)



(4) 農林大臣指定地域及配給機關(抄録).....(三五)

三、最高販賣價格.....(三四)

(一) 蔬菜及果實類.....(三四)

(二) 甘藷及馬鈴薯(抄録).....(元)

(三) 果樹類苗木及砧木.....(四)

(四) 生花切花及枝物類.....(四)

(五) 蔬菜種子.....(五)

(六) 花卉球根及花卉類苗.....(五)

(七) 花卉球根及花卉類苗特別種.....(七)

(八) 花卉種子.....(五)

四、本會ノ事業.....(四)

(一) 空閑地利用指導者養成講習會に就て.....(四)

(二) 昭和十六年秋季園藝品評會成績.....(六)

五、其ノ他.....(七)

(一) 老廢果樹並花卉類其ノ他ノ轉作及跡作ニ付テ.....(七)

(二) 蔬菜果實の簡易加工法.....(六)

(三) 葉牡丹の栽培.....(七)

六、會員名簿.....(七)

立石恒四郎.....(七)

縣立園藝試作場 武田繁人.....(七)

園藝叢書の發刊

支那事變を戦ふこと茲に五年、しかも東亞共榮圈の完遂、世界新秩序建設の大難局打開に敢然力闘しつゝある現下の我國は實に前古未曾有の大國難であると言ふまでもありません。時代は將に疾風怒濤であり、しかもこの大試練を突破するには國家といはず、個人といはず、その精神、肉體、生活の總てを擧げて新體制化せねばならぬことも亦當然でありまして、要するにその目的達成のためには戦争に勝たねばならぬのであります。

即ち臨戰態勢下一億國民は政府と一體化し國策の強化に挺身し國家を中樞にその手足となり、要請一下、これに應ふる覺悟が必要でありまして、この組織化と能率發揚の爲にあらゆる部面に統制が強化されてゐると思ふのであります。

兵庫之園藝も去る五月號をもつて一應廢刊とし、今回園藝叢書(統制篇)を刊行するに至りましたのも全く國策協力の趣意に外無いのであります、しかも協力には先づ認識の必要なることはいふまでもありません。吾等は職域奉公、臣道實踐の赤誠を盡すため今後も隨時この種刊行物を發行し園藝報國の實を擧げんとするものであります、諸事統制下にありとはいへ神は自ら助くる者を助くの諺は古も今も變りは無いのであります、各位の一層の發展と幸福とを祈ると共にこの上とも御援助と御鞭撻とを冀ふ次第であります。(SK生)

一、青果物配給統制

(一) 青果物配給統制規則

(農林省令第六十號)
昭和十六年八月八日

第一條 生活必需物資統制令ニ依ル青果物ノ配給統制ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本則ニ於テ青果物トハ蔬菜類及果實ニシテ生鮮ナルモノヲ謂フ

第三條 農林大臣青果物ノ需給調制上必要アリト認ムルトキハ青果物ノ種類ヲ定メ帝國農會ニ對シ當該青果物ノ出荷先、出荷數量、出荷時期、出荷方法其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

帝國農會前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタルトキハ同項ノ計畫ニ付農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

第四條 帝國農會前條第二項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ基キ關係道府縣農會ニ對シ必要ナル指示ヲ爲スベシ

道府縣農會ノ前項指示ヲ受ケタルトキハ其ノ指示ニ基キ當該青果物ノ出荷先、出荷數量、出荷時期、出荷方法其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定メ地方長官ノ承認ヲ受クベシ

地方長官前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ公示ス

第五條 道府縣農會前條第二項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ基キ關係出荷團體ニ對シ必要ナル指圖ヲ爲スベシ

出荷團體前項ノ指圖ヲ受ケタルトキハ之ニ從フベシ

第六條 地方長官當該道府縣ニ於ケル青果物ノ需給調整上特ニ必要アリト認ムルトキハ青果物ノ種類ヲ定メ道府縣農會ニ對シ當該青果物ノ出荷先、出荷數量、出荷時期、出荷方法其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三條第二項、第四條第三項及第五條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス但シ第三條第二項中農林大臣トアルハ地方長官トス

第七條 農林大臣ノ指定シタル青果物ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外青果物ノ種類毎ニ地方長官ノ指定シタル地區ニ付地方長官ノ指定シタル出荷團體ニ非ザレバ之ヲ當該地區ヨリ出荷スルコトヲ得ズ

一 地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ガ其ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ出荷スル場合

二 一日正味八貫ヲ超エザル數量ノ青果物ヲ出荷スル場合

三 第九條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ガ同條第二項ノ規定ニ依リ買受ケタル青果物ヲ出荷スル場合

四 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第八條 地方長官第四條第二項又ハ第六條第一項ノ計畫ノ實施上必要アリト認ムルトキハ市農會又ハ町村農會ニ對シ其ノ會員ノ關係出荷團體ニ對スル當該青果物ノ供出ニ關シ必要ナル統制ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第九條 農林大臣青果物ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル資格ヲ有スル者ニ對シ買入ヲ爲スベキ青果物ノ種類、數量、買入期間其ノ他買入ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

青果物ノ生産者若ハ販賣ノ目的ヲ以テ青果物ヲ占有スル者又ハ此等ノ者ノ團體ハ其ノ所有シ又ハ占有スル當該青果物ニ付前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ヨリ價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ定ムル最高販賣價格ニ依ル買入ノ申込アリタルトキハ其ノ申込ニ應ジ之ヲ賣渡スベシ

第十條 農林大臣ノ指定シタル地域(以下指定消費地域ト稱ス)内ニ青果物ヲ搬入スル者又ハ指定消費地域内ニ於テ生産セラレタル青果物ヲ販賣スル者ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外其ノ搬入シ又ハ販賣スル青果物ヲ當該指定消費地域ニ付農林大臣ノ指定シタル荷受機關(以下指定荷受機關ト稱ス)以外ノ者

二

ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ

一 第七條第一號ノ許可ヲ受ケタル者ガ當該地方長官ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ搬入シタル青果物ヲ販賣スル場合

二 當該指定消費地域ノ地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ガ其ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ販賣スル場合

三 青果物ノ生産者ガ出荷團體ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲ス場合

四 當該指定消費地域ノ指定荷受機關ヨリ買受ケタル青果物ヲ販賣スル場合

五 一日正味五貫ヲ超エザル數量ノ青果物ヲ販賣スル場合

六 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

七 其ノ他農林大臣ノ指定シタル場合

第十一條 指定荷受機關ハ其ノ取扱フ青果物ノ配給計畫ヲ定メ

農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

農林大臣青果物ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ指定荷受機關ニ對シ青果物ノ配給先、配給數量、配給時期、配給方法其ノ他配給ニ關シ一般的ニ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ一般的ニ數量、時期其ノ他必要ナル事項ヲ定メ青果物ノ寄託若ハ保有ヲ命ズルコトアルベシ

第十二條 指定荷受機關ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外當該指定消費地域ニ付農林大臣ノ指定シタル市場(以下指定市場ト稱

ス)外ニ於テ其ノ取扱フ青果物ヲ販賣スルコトヲ得ズ

一 前條第一項ノ承認ヲ受ケタル配給計畫又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ當該指定消費地域外ニ出荷スル場合

二 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第十三條 業務上青果物ノ使用若ハ消費ヲ爲ス者又ハ其ノ團體ニシテ指定消費地域内ニ住所、居所、營業所、事業場又ハ事務所ヲ有スルモノハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外當該指定消費地域内ニ所在スル青果物ノ販賣ヲ爲ス者ノ販賣場以外ヨリ當該指定消費地域内ニ於テ使用シ又ハ消費スル青果物ヲ買受クル(買入ノ委託ヲ爲ス場合ヲ含ム以下同ジ)コトヲ得ズ

一 一日正味三貫ヲ超エザル數量ノ青果物ヲ買受クル場合

二 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

三 其ノ他農林大臣ノ指定シタル場合

第十四條 地方長官青果物ノ配給統制上必要アリト認ムルトキハ指定荷受機關ノ指定市場ヨリ青果物ノ買受ヲ爲スコトヲ得ル者ヲ指定シ又ハ當該指定消費地域ニ於テ青果物ノ小賣ヲ爲ス者ニ對シ青果物ノ配給先配給數量若ハ配給方法ニ關シ一般的ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十五條 農林大臣ノ指定シタル青果物ハ船用品、郵便物又ハ正味一貫ヲ超エザルモノヲ除クノ外農林大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ内地以外ノ地域ニ搬出スルコトヲ得ズ

農林大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受

ケ搬出ヲ爲スコトヲ得ル者ヲ指定スルコトアルベシ

第十六條 前條第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

一 種類及數量

二 仕向地及仕向港又ハ仕向驛

三 積出港又ハ積出驛

四 搬出時期

前條第一項ノ許可ヲ受ケタル者前項第二號乃至第四號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ之ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ

第十七條 農林大臣又ハ地方長官青果物ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ左ニ掲グル者又ハ其ノ團體ニ對シ青果物ノ讓渡、讓受、寄託、保有、移動、保管、使用又ハ消費ニ關シ一般的ニ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

一 青果物ノ生産ヲ爲ス者

二 青果物ノ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲ス者

三 業務上青果物ノ使用又ハ消費ヲ爲ス者

四 青果物ノ保管ヲ爲ス者

第十八條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條各號ニ掲グル者又ハ其ノ團體ニ付必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ市場、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

三

(一) 關係告示、要項、通牒

(1) 農林大臣指定青果物ノ種類

(農林省告示第五百六十八號) 昭和十六年八月十二日

りんご うんしゅうみかん なつみかん ネーブルオレンジ きんかん かき なし もも ぶどう さくらんぼ びわ ろめ くり いちご すゐくわ まくわうり きうり しろうり かぼちや なす トマト だいこん かぶ にんじん ごぼろ さといも ねぎ たまねぎ らつきよう きやべつ はくさい きような こまつな

◆其ノ他ノ菜類

ほうれんそう れんこん うど ふき いんげん そらまめ えんどう ゆりね たけのこ まつたけ しひたけ

(2) 農林大臣ノ指定消費地域荷受機關及市場(抄録)

(農林省告示第七二七號) 昭和十六年九月二十九日

指定消費地域 兵庫縣神戸市、武庫郡御影町、住吉町、魚崎町ノ内住吉川以西

指定荷受機關 神戸市中央青果株式會社

指定市場 神戸市中央卸賣市場、東部配給所 (十月一日ヨリ施行)

(3) 規則第十條第七號ノ規程ニ依ル農林大臣ノ指定

(農林省告示第七二八號) 昭和十六年九月二十九日

一、昭和十六年臺灣總督府令第三百三十九號青果物配給統制規則第十條ノ規定ニ依リ臺灣總督ノ指定シタル者ガ、指定消費地域内ニ搬入シタル臺灣產青果物ヲ當該指定消費地域外ヘ出荷スル場合

一、指定消費地域内ニ搬入セラレタル朝鮮產及支那產粟ヲ日本甘栗卸商組合又ハ其ノ組合員ガ販賣スル場合

(4) 知事指定出荷地區、出荷團體及青果物

(兵庫縣告示第一二七四號) 昭和十六年十月二十一日

指定出荷團體 荷地區 指定出荷團體

武庫郡 武庫郡青果物出荷組合

指定 青果物

かき もも いちご きうり なす トマト だいこん かぶ にんじん さといも ねぎ きような 其ノ他ノ菜類 ほうれんそう いんげん そらまめ えんどう まつたけ

川邊郡 川邊郡青果物出荷組合

かき もも ぶどう くり いちご きうり なす トマト かぶ ねぎ 其ノ他ノ菜類 ほうれんそう そらまめ えんどう まつたけ

有馬郡 有馬郡青果物出荷組合

かき もも ぶどう くり いちご すゐくわ まくわうり きうり しろうり かぼちや なす トマト だいこん かぶ にんじん ごぼろ さといも ねぎ たまねぎ きやべつ はくさい 其ノ他ノ菜類 ほうれんそう れんこん うど いんげん そらまめ えんどう たけのこ まつたけ

明石郡 明石郡青果物出荷組合

かき くり いちご すゐくわ まくわうり きうり しろうり かぼちや なす トマト だいこん かぶ にんじん ごぼろ さといも ねぎ きやべつ はくさい きような 其ノ他ノ菜類 ほうれんそう いんげん そらまめ えんどう まつたけ しひたけ

美濃郡 美濃郡青果物出荷組合

かき なし うめ くり すゐくわ きうり なす トマト だいこん にんじん ごぼろ さといも ねぎ たまねぎ らつきよう はくさい いんげん えんどう たけのこ まつたけ

加東郡 加東郡青果物出荷組合

加西郡 加西郡青果物出荷組合

かき なし ぶどう すゐくわ かぼちや なす だいこん かぶ さといも きやべつ はくさい 其ノ他ノ菜類 えんどう たけのこ まつたけ

多可郡 多可郡青果物出荷組合

かき くり すゐくわ だいこん たまねぎ たけのこ まつたけ

加古郡 加古郡青果物出荷組合

いちご すゐくわ まくわうり きうり しろうり かぼちや なす トマト だいこん かぶ ごぼろ さといも ねぎ たまねぎ きやべつ はくさい 其ノ他ノ菜類 ほうれんそう そらまめ えんどう

印南郡 印南郡青果物出荷組合

かき びわ すゐくわ きうり しろうり なす トマト だいこん かぶ にんじん ごぼろ さといも ねぎ きやべつ はくさい 其ノ他ノ菜類 ほうれんそう えんどう

飾磨郡 飾磨郡青果物出荷組合

かき もも ぶどう うめ くり すゐくわ まくわうり きうり しろうり かぼちや なす トマト だいこん かぶ にんじん ごぼろ さといも ねぎ きやべつ はくさい

い 其ノ他ノ菜類 ほうれんそう ゆりね たけのこ まつ
たけ

神崎郡 神崎郡青果物出荷組合
かき なし ぶどう くり すぬくわ なす トマト だい
こん ねぎ はくさい まつたけ

揖保郡 揖保郡青果物出荷組合
うんしゆうみかん かき なし ぶどう うめ くり すぬ
くわ まくわうり きうり かぼちや なす トマト だい
こん にんじん ごぼう さといも ねぎ きやべつ はく
さい 其ノ他ノ菜類 ほうれんそう れんこん えんどう
ゆりね たけのこ まつたけ

赤穂郡 赤穂郡青果物出荷組合
うんしゆうみかん かき なし もも びわ うめ くり
いちご すぬくわ まくわうり きうり かぼちや なす
だいこん かぶ ごぼう さといも ねぎ きやべつ ほう
れんそう そらまめ えんどう ゆりね たけのこ まつた
け

佐用郡 佐用郡青果物出荷組合
かき なし もも うめ くり すぬくわ きうり なす
だいこん にんじん さといも たまねぎ はくさい ほう
れんそう そらまめ えんどう ゆりね たけのこ まつた
け しひたけ

宍粟郡 宍粟郡青果物出荷組合
かき なし くり きうり だいこん さといも まつたけ

城崎郡 城崎郡青果物出荷組合
なし くり だいこん うど しひたけ

出石郡 出石郡青果物出荷組合
かき なし くり だいこん

養父郡 養父郡青果物出荷組合
かき なし くり すぬくわ きうり なす だいこん
にんじん ごぼう はくさい 其ノ他ノ菜類

朝來郡 朝來郡青果物出荷組合
かき なし ぶどう うめ くり すぬくわ まくわうり
きうり しろうり かぼちや なす トマト だいこん か
ぶ ごぼう さといも ねぎ たまねぎ きやべつ はくさ
い 其ノ他ノ菜類 ほうれんそう れんこん うど えんど
う たけのこ まつたけ しいたけ

美方郡 美方郡青果物出荷組合
かき なし くり すぬくわ きやべつ いんげん えんど
う ゆりね

氷上郡 氷上郡青果物出荷組合
かき なし もも ぶどう うめ くり すぬくわ まくわ
うり きうり かぼちや なす トマト だいこん えんど
う たけのこ まつたけ

多紀郡 多紀郡青果物出荷組合
かき なし くり すぬくわ かぼちや だいこん にんじ
ん いんげん えんどう まつたけ

津名郡 津名郡青果物出荷組合
うんしゆうみかん なつみかん ネーブル、オレンヂ かき
なし もも ぶどう びわ すぬくわ きうり しろうり
かぼちや なす トマト だいこん にんじん さといも
ねぎ たまねぎ きやべつ ほうれんそう れんこん たけ
のこ まつたけ

三原郡 三原郡青果物出荷組合
うんしゆうみかん なつみかん ネーブル・オレンヂ かき
なし もも ぶどう びわ うめ くり すぬくわ きうり
しろうり かぼちや なす トマト だいこん かぶにん
じん さといも たまねぎ はくさい れんこん うど ぶ
き いんげん えんどう たけのこ まつたけ
(十一月一日施行)

(5) 兵庫縣青果物配給統制委員會規程

(兵庫縣告示第一三〇〇號 昭和十六年七月二十七日)

第一條 青果物配給統制計畫ニ關スル事項ヲ審議スル爲兵庫縣
青果物配給統制委員會(以下委員會ト稱ス)ヲ置ク
第二條 本委員會ノ審議事項概ネ左ノ如シ

一 青果物配給統制規則第四條第二項及第六條第二項ノ出荷
計畫ニ關スル事項

二 青果物ノ荷受及配給計畫ニ關スル事項

三 其ノ他青果物ノ配給統制ニ關スル事項

第三條 本委員會ハ會長及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス但シ特
ニ必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第四條 會長ハ知事之ニ當ル
委員及臨時委員ハ左ニ掲グル者ノ中ヨリ知事之ヲ任命又ハ委
嘱ス

- 一 縣關係官吏
- 二 縣農會關係者
- 三 郡市農會長
- 四 出荷團體代表者
- 五 市場關係者
- 六 鐵道局關係官吏
- 七 其ノ他輸送關係者
- 八 學識經驗アル者

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス
會長事故アルトキハ會長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條 本委員會ニ幹事及書記ヲ置キ知事之ヲ任命又ハ委嘱ス
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ事務ヲ掌理ス
書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

(6) 青果物振賣許可取扱要項

- 第一 青果物配給統制規則（以下規則ト稱ス）第七條第一號及第十條第二號ノ規定ニ依ル振賣許可ノ取扱ニ就テハ本要項ニ依ルモノトス
- 第二 振賣許可ハ從來ノ實績ヲ有スルモノニ限ルモノトス
- 第三 振賣ハ一般家庭ニ小賣スルモノニ限り卸賣業者、小賣業者、大口消費者、加工業者、業務上ノ消費者ニハ之ヲ販賣シ得ザルモノトス
- 第四 振賣許可數量ハ一人一日正味三十貫ヲ限度トス但シ大根ノミ振賣ヲ爲サムトスル場合ニ限り五十貫トス
- 第五 振賣許可ノ期間ハ一ケ年以内トス
- 第六 振賣地域ハ從來ノ實績ヲ斟酌シ限定スルモノトス
- 第七 振賣ノ許可ヲ受ケムトル者ハ許可申請書ニ居住地ノ市町村農會長（農會ナキトキハ市町村長）ニ振賣ノ實績ヲ有スルコトノ奥書證明ヲ受ケ郡市農會（農會ナキ市ハ市）經由知事ニ提出スルモノトス
- 第八 許可申請書様式ハ規則第七條第一號ニ依ルモノハ別記第一號様式、規則第十條第二號ニ依ルモノハ別記第二號様式ニ依ルモノトス
- 第九 許可ヲ爲シタル者ニハ第三號様式ノ設可書ヲ交付ス
- 第十 振賣ヲ爲サムトスル者ハ必ず振賣許可書ヲ携帯スルモノトス

第十一 左ノ場合ニ該當スルトキハ許可ヲ取消スコトアルモノトス

- (イ) 虚偽ノ申請ニ依リ許可ヲ受ケタルトキ
 - (ロ) 許可書ノ記載事項ヲ抹消改變シタルトキ
 - (ハ) 許可書ヲ他人ニ貸與シ又ハ讓渡シタルトキ
 - (ニ) 許可事項ニ違反シタルトキ
 - (ホ) 其ノ他不正ノ行爲アリタルトキ
- 第十二 許可書ノ紛失及期間更新等ニ依リ再交付ヲ受ケムトスルトキハ前許可書番號並理由書ヲ添付シ本要項第七ニ準ジ申請スルモノトス

第一號様式（用紙ハ半紙判トスルコト）

青果物振賣許可申請

振賣用トシテ青果物ノ出荷致度候條青果物配給統制規則第七條第一號ノ規定ニ依リ特別ノ御詮議ヲ以テ御許可相成度左記事項具申此段及申請候也

昭和 年 月 日

申請者 住所

氏 名 生年月日

兵庫縣知事

記 殿

一、主産出荷地

市郡 町村

二、出荷振賣先區域

市(又ハ郡)

三、一日出荷振賣數量

青果物

貫以內 但シ大根ノミ出荷振賣ノ場合 貫以內

四、期 間

御許可後滿一ケ年間

五、所屬振賣團體名

(何々青果物直賣組合)

六、耕作面積

蔬菜

反 畝

果樹

反 畝

果實

反 畝

右者本村(又ハ市、町)ニ居住シ從來青果物ヲ賣セルモノナルコトヲ證ス

昭和 年 月 日

市郡 町村 農會長

何 氏 某 閣

備考

同一市町村內ニ於テ二名以上申請者アル場合ハ本文申請者ノ欄ヲ

申請者 何 某 外 何 名

代表者 氏 名 〇

トシ具申事項ヲ左ノ如ク取纏メ申請スルモ差支ナシ

一、生産出荷地

郡(市)

町(村)

二、出荷振賣先區域

市(又ハ郡)

三、一日出荷振賣數量

各一人毎ニ青果物

貫以內

但シ大根ノミ出荷ノ場合各一人毎ニ

御許可後滿一ケ年間

貫以內

四、期 間

御許可後滿一ケ年間

五、所屬振賣團體名

(何々青果直賣組合)

六、耕作面積 (申請者別)		申請者連名	
蔬菜	果樹	住所	氏名
反畝歩	反畝歩		生年月日
			〇

市町村農會長證明

第二號様式 (用紙ハ半紙判トスルコト)

青果物振賣許可申請

青果物ノ振賣致度候條青果物配給統制規則第十條第二號ノ規定ニ依リ特別ノ御詮議ヲ以テ御許可相成度左記具申此段及申請候也

昭和 年 月 日

申請者 住所

氏 名 生年月日

兵庫縣知事

記 殿

一、振賣區域

何市(又ハ町村)

二、一日振賣數量

青果物

貫以內 但シ大根ノミ振賣ノ場合 貫以內

三、期 間

御許可後滿一ケ年間

四、所屬振賣團體名

(何々青果直賣組合)

五、耕作面積

蔬菜

反 畝

果實

反 畝

九

右者本市又ハ町村ニ居住シ從來青果物ヲ市内ニ振賣セルモノナルコトヲ
證ス
市農會長 何 某 團

備考

同一市内ニ於テ二名以上申請アル場合ハ本文申請者欄ヲ

申請者 何 某 外 何 名 名 印

代表者 氏 名 印

トシ具申事項ヲ左ノ如ク取纏メ申請スルモ差支ナシ

一、振 賣 區 域 何市(又ハ町村)

二、一日振賣數量 各一人毎ニ青果物 貫以內

但シ大根ノミ出荷ノ場合各一人毎ニ 貫以內

三、期 間 御許可後滿一ケ年間

四、所屬振賣團體名 (何々青果直賣組合)

耕作面積	申請者連名	住所	氏名	生年月日	印
蔬菜	反畝歩	反畝歩			
果樹	反畝歩				

市農會長證明

(7) 指定出荷團體長宛經濟部長通牒

(兵産第四三九九號二經濟部長通牒)
昭和十六年十月二十一日

- 一、出荷ニ付テハ共同出荷、共同選別、共同荷造、共同計算トスルコト
- 二、組合(指定)ニ屬セザル集荷場等ノ物的設備及青果物ノ選別、荷造、輸送等ニ關スル人的施設ハ可及的之ヲ活用シ遺憾ナキヲ期スルコト
- 三、縣農會ノ指圖ヲ受ケタルモノ及農林大臣又ハ知事ノ命令ニ依ルモノ其ノ他特別ノ場合ヲ除ク以外ハ出荷先等ニ急激ナル變更ヲ加ヘ需給ノ圓滑ヲ阻害スルガ如キコトナキ様取扱ニ留意スルコト
- 四、青果物ノ振賣ハ漸次之ヲ整理轉換セシムルノ方針ナルヲ以テ之ガ處置對策左記ニ依リ遺憾ナキヲ期セラレ度キコト
- (1) 生産者ニシテ振賣ヲ兼ヌルモノハ可成組合ニ加入セシムルト共ニ生産業務ニ専念セシムルコト
- (2) 從來振賣ニ供セラレタル青果物ハ組合ニ於テ共同荷造、共同出荷等ニヨリ處理スルコト
- (3) 組合ハ前項青果物ノ出荷ニ便利ナル個所ニ荷受所ヲ設置シ出荷ノ簡捷ヲ圖ルコト
- (4) 出荷先ハ從來ノ振賣先地區ヲ原則トシ急激ナル變更ヲ加

第三號様式

兵庫縣指令

號

住所 氏 名

年月日生

第 年 月 日申請青果物振賣ノ件青果物配給統制規則第 條

號ノ規定ニ基キ左記ニ依リ許可ス

昭和 年 月 日

知 事 名 印

記

- 一、出 荷 地
 - 二、出荷振賣先區域
 - 三、一日間ノ出荷振賣數量
 - 四、期 間
 - 五、許可條件
1. 振賣ハ一般家庭ニ小賣スルモノニ限ルモノトシ卸賣業者、小賣業者、大口消費者、加工業者、業務上ノ消費者ニハ販賣スル事ヲ得ズ
 2. 出荷振賣ニ從事スル場合ハ必ず本書ヲ携帯スベシ
 3. 右ノ場合ニハ許可ヲ取消スコトアルベシ
 - イ、虚偽ノ申請ニヨリ許可ヲ受ケタルトキ
 - ロ、許可書ノ記載事項ヲ抹消改變シタルトキ
 - ハ、許可書ヲ他人ニ貸與シ又ハ讓渡シタルトキ
 - ニ、許可事項ニ違反シタルトキ
 - ホ、其他不正ノ行爲アリタルトキ

ヘザルコト

(5) 出荷青果物ノ精算代金支拂ヲ敏速ナラシムルノ方途ヲ講ズルコト

- (6) 振賣ヲ生活ノ主體トシ又ハ專業トスルモノハ可成組合ニ於ケル集荷其ノ他ノ業務ニ從事セシムル様措置スルコト
- 五、指定青果物ノ統制證標ハトシ出荷品ニ對シテハ送狀及荷造ノ外部ノ見易キ個所(レッテル又ハ木箱表面、荷札等)ニ必ズ表示スルコト
- 六、證標ノ大サ書體、色彩表示ト個所等ハ郡農會ノ指導ヲ受ケ實情ニ應ジ簡易適切ナル方法ニ依ルコト

花ノ女王……………

洋蘭 カトレヤ 大多量生産

其ノ他 洋蘭 各種

兵庫縣川邊郡長尾村野里

林 蘭 翠 園

振替口座大阪二二〇一八三番

呈進書内案

青果物配給統制規則の解説

農産課 山 上 涼

一、緒 言

政府は青果物の戦時国民生活の食糧資源としての重要性に鑑み、曩に昨年七月十日付を以て輸出入品等臨時措置法に基き青果物配給統制規則を制定し、出荷統制を行つて来たのでありますが、最近の内外の情勢は愈々國民食料問題の総合的解決を迫り、生活必需食料品統制の強化擴充の必要が痛感せらるゝに至つたのであります。茲に於て本年三月國家總動員法第八條に基いて生活必需物資統制令が制定せられ、これに基いて鮮魚介配給統制規則、麥類配給統制規則等が夫々制定せられて重要食料の統制が規正さるゝに至つたのであります。これ等と列んで同勅令に基き八月八日新たに青果物配給統制規則が公布され即日施行を見るに至つたのであります。

以下農林省食品局生鮮食料課西村課長、同小山事務官外本省係官の主務省に於ける會議等に於て説明を受けましたものを取纏めて解説とし御参考に供する次第であります。

二、制定の趣旨

事變以來色々な物資に付て配給の機構整備が段々擴大強化されて参つたのであります。必需食料品の中、鮮魚であるとか青果物とか言ふものは配給統制を行ふことが最も困難なものであります。本年初夏以來青果物が六大都市のやうな所で非常に品不足になり、各家庭が買出しに甚だしく困難を來すやうになつたと言ふやうなこともありまして、技術的に配給統制を行ふことが困難だとかどうとか言ふやうな理屈を言つて居る場合ではなくなつたのであります。兎に角少なれば少いなりに最も公平、敏速に配給をしなければならぬと斯様な譯で急速に規則を公布實施せらるゝに至つた次第であります。

從來の統制規則との比較を致しますと昨年七月から實施のものには輸出入品等臨時措置法に基いたものであります。これは

御承知の事と思ひますが青果物の配給統制の規則とは申しますけれども寧ろ出荷の方面の統制規則でありまして系統農會を中心として、主なる青果物に付て六大都市、關門、關滿地方に出荷するものに付ての計畫的出荷を目標としたものであります。

従つて其の品目も比較的少くて、例へば昭和十五年度に於て九種類、十六年度に於て六種類、合せて十五種類の青果物に付て行つて来たのであります。もつと品目を殖やして行かなければならぬと言ふこともあり、又其の主要出廻期ばかりでなく一年を通じての計畫配給も考へなければならぬ。また出荷統制に致しましても、もつとこれを強化して全面的にやる必要があると言ふやうな事から今回の規則はこれ等の點を色々補強すると共に、新たに消費地に於ける市場の方面、それから小賣方面の末端配給に關する方面にも及ぼし所謂全面的に出荷配給規則に改正を見ましたので青果物の配給統制に關する限り本規則で總ての統制をなし得る規則と言つてもよからうと考へられるのであります。

化して統制を強化することになつたのであります。

又從來は唯出荷の割當を行つただけでありますけれども、今回の規則は出荷割當をすると同時に市町村農會は農會自身の統制に依つて割當てられたものは必ず農會から供出する事が出来るやうに、農會の統制力を強化する、斯様な事も考へられて居るのであります。又必要に應じては青果會社等に對して買付を命令する、斯様に致しまして必要なものを必要な地區に配給出来るやうにする。亦青果物を占有して居る者、或は生産した者は最高の公定價格で買入の申込があつた場合にはそれを賣らなければならぬ。こう言ふ事も規則で定められたのであります。隨つて之を生産する農家の消費に必要なものは勿論確保しなければなりません。他に供出し得るものは必ず供出せなければならぬやうになり、又買入の申込があつた時にはこれを賣らなければならぬと言ふ事にして出荷の方面の統制強化が規定されて居ります。

三、統制の要點

一、出荷統制の強化

出荷團體の整備、指定であります。これは原則として郡市單位とし青果物全部を取扱ふ單一團體に整理統合せしめ、その團體でなければ出荷が出来ない。かやうな原則に依り出荷を一元

二、統制品目の増加

帝國農會や道府縣農會が計畫を立て、出荷する品目を増加する事になり、尙亦全國的に必要な品物に付ては全面的に計畫出荷を行はしめる事とし、取敢ず四十五品目を指定して之れが統制出荷を實施する事になつたのであります。

三、消費地に於ける配給統制

從來消費地に於ては色々な青果會社或は問屋がありまして、

勝手に荷を受けて勝手な競争をして居つたのでありますが、之れを統制する事とし、先づ六大都市、關門地方の主要消費地から着手する事になり、これ等の地方に對しては農林大臣が地域を指定致しまして、青果物の荷受機關を作らせ、その荷受機關だけが荷受をなし得る。而も統一して荷受をしようとする制度を立てたのであります。而して荷受機關はそれぞれこれを小賣其他の末端の方面までどういふ風に配給するかと言ふ計畫を立てて農林大臣の承認を受ける。即ち卸から小賣の方面までを通じて末端まで公平に配給せしめると言ふ考へ方でありませぬ。尙指定された荷受機關には指定市場と言ふものを拵へてこの指定市場のみに於て配給販賣せしめることとし、所謂場外取引と言ふやうなものを禁止して配給取引を充分監督出来るやうにしたのであります。従來も中央卸賣市場法に依る卸賣市場實施地域に對しましては方針としては場外の取引は禁ぜられて居つた譯でありますけれども、法制の根據に稍々缺けて居りました爲めに所謂場外業者と言ふものが存在し取引のルートが紊れて居つたのであります。今回全面的にそれも整理する事になつたのであります。

尙これに關聯を致しまして小賣人或は料理屋其他業務上青果物を消費する者が自由に産地買出しに出かける事を禁止致しまして、荷受機關をして之れに計畫的配給をする。尙亦小賣人がそれ〴〵消費者に配給をする場合であります。自分のお得

意の所に何處でも勝手に配給をしようやうなことでは計畫配給が出来ませんので、小賣の配給の地域と言ふものを決めて末端まで相當計畫的に行くやうにしやう、かう言ふ事まで規則の中に織りこんで考へられて居るのであります。

更に隣組と言ふものをどういふ風に活用するか、或は綜合切符制の如きものをどういふ風に考へるかと言ふ問題もありませんが、尙これは研究を要する問題でありまして規則の中に具體的に定められては有りませんが、農林大臣及び地方長官は必要に応じて計畫配給に關する命令を出し得る規定も置かれてあります。

四、輸移出の統制

貿易統制令に依りまして青果物の輸出はそれ〴〵許可を受けなければならぬことになつて居りますが、青果物は外地にも相當移出されるものがありますので、内地の配給統制を強化する關係上内地以外に搬出する主要青果物に就ても農林大臣の許可に依らせる事とし、計畫的に外地にも出荷をしようやうな爲めの規定も定められて居ります。

四、規則の構成及び根據法

一、眼目と構造

この規則の根本の趣旨の一つは、出荷統制を強化徹底させると言ふこと、今一つは大消費地に於ける消費配給の統制をす

ると言ふ二つを主要目標として出来て居るのであります。條文に付て見ますと第一條、第二條は本則の性格を規定し、第三條から第九條までは出荷統制に關するものであります。第十條以下第十四條までは消費配給を實行する爲めの根據規定であります。それ以下は移輸出關係許可の制とか一般的の命令を出す條項とか色々になつて居りますが、要するにこの規則の根本をなすものは前述の二點にあると考へられます。

二、法的根據と従來の規則との差異

今回の規則は前にも述べましたやうに國家總動員法に基きます生活必需物資統制令と言ふ勅令に依つて居るのであります。従來の青果物配給統制規則が輸出入品等臨時措置法に基き省令であつたのは其の根據を異にします關係上、實際法令の適用上色々差が生じて來るのであります。

主として之れは罰則の點に現はれて來るのであります。臨時措置法に對する違反よりも總動員法に對する違反の方が相當強化されて居りますので、主としてそう言ふ點に差が現はれて來る譯であります。

其他例へば色々團體を作りましたその團體に統制事務をやつてもらふやうな部分がありますが、そういふ團體の役員に對しましても秘密漏洩に關する罪の適用があると言ふやうな條項も臨時措置法にはないのであります。總動員法ではそういふことに付ても罰則の適用が規定されて居るのであります。

五、規則の逐條解説

第一條

第一條は生活必需物資統制令に依る青果物の配給に付ては原則としてこの規則に依るのでと言ふ事を規定してあるのであります。一別ニ定ムルモノ」とは甘藷、馬鈴薯に就ては別に諸類配給統制規則に依つて統制される事になつて居ります爲めに特に例外規定を設けたわけでありませぬ。

尙この條項に明かにこういふ意味が出て居ると言ふ事には參りませんが方針と致しましては、生活必需物資統制令即ちこの勅令を淵源として青果物配給統制上萬般の事を一貫して實施すると言ふ心持も含まれて居ると伺つて居ります。

何故かと言ひますと従來全國的な出荷統制や配給統制が實施せられて居ない部分が相當ありました爲めに、各地方毎に色々な統制を實施する。即ち或る縣では縣外移出を禁止するとか、又は制限するとか全國的の需給關係を度外視して各ブロック毎に物の移動、配給を規正すると言ふやうなことが相當ありましたのでさういふものも一應廢止せしめまして全國的に供給の均衡が得られるやうな統一した方針の下に配給統制をしようやうな建前で行き度いと言ふ氣持も含まれて居るわけでありませぬ。

第二條

第二條の規定はこの規則の適用を受ける青果物の範圍を定義したものであります。各條項で説明しますが出荷統制の部分に

於きましては青果物は何でも同じやうな統制をしようかと思ふ事もあるかと思ふ。或種の品目を限つて統制するとか言ふやうな色々な方法が考へられて居るのでありますが、この規則全體としては青果物と言ふものは所謂新鮮な蔬菜、果實全部であると言ふ事を定義して居る譯であります。

解釋上菌茸類、例へば松茸とか椎茸と言ふものは青果物と言へるかと思ふ事も考へられますが、其の使用目的等から考へまして青果物中に含めて本規則で取扱ふ事になつて居ります。

又生鮮なるものと言ふ字句に問題があり、嚴格に言ひますと其境目等は判定が非常に困難であります。通常取引慣習上、所謂生鮮蔬菜又は果實として扱はれて居るやうなものは皆含むと言ふ意味であります。随つて粉の吹いたやうな干柿とか、茹でた栗のやうなものは含めない事になつて居り、柿の澁抜きをしたもの即ち樽抜き、サワシ柿等は含まれると言ふ解釋を持つて居ります。漬物は含みませんが漬物の原料になる大根等は勿論含むのであります。細かい問題は從來の慣習に依つて其の都度解釋を判定して行くと言ふ方針と聞いて居ります。

第三條―第六條

第三條から第六條までは帝國農會、道府縣農會を中心とした出荷割當に關する規定であります。前の規則即ち輸出入品等臨時措置法に基く青果物配給統制規則で既に昨年以來約一ヶ

と言ふ順序によるやり方であつたのであります。今回の規則も第三條から第六條までのやり方は大體前述と同様であります。多少相異なる處もありませんので以下逐條説明しますと、

第三條は やり方としては以前と同様ですが運用上今回の方針としては一ヶ年間に於ける命令品目を増加すると言ふ事と、出荷期間を出廻時期ばかりでなく一年を通じて計畫的に考へると言ふやうな點であります。

第四條も 大體從來の行き方と同じであります。道府縣農會が計畫を定むるに當り從來は道府縣農會に青果物配給統制委員會を附置して之れが議を経ることになつて居りましたが、今回は之れを道府縣に設置せしめて縣農會の立てた計畫を審議せしめ、然る後承認すると言ふ事になつたのであります。

なぜこう言ふ事に改めたかと言ひますと從來は出荷の方面だけを考へて居た爲めに帝國農會なり道府縣農會の系統だけの事を考へて計畫もさう言ふ方面の考へを中心を決められた嫌ひがあつたのであります。今後は先づ縣内の需給をどういふ風にするかと言ふ事を充分考慮に入れて計畫せしめる。それでないと縣内のことを考へないで出せといつても無暗に出すことばかり考へる譯には行かないのでありますから、全般のことを考へ合せて無理のない計畫を立て、貫ひたい。それにはどうしても縣直接やらなければならぬと考へられたからであります。

第五條は 道府縣農會が細かい計畫を決めて地方長官の承認

年間實施して來た方法と略々同様であります。

従つて便宜上從來實施して來ましたやり方を一應説明しますと、農林大臣が品目（青果物の種類）を定めまして帝國農會に出荷先、出荷數量、出荷時期等の計畫を立てよと言ふ命令を出すのであります。帝國農會はさういふ命令を受けると、生産地方面、出荷地方面の代表者として、道府縣農會、出荷團體代表者等の生産の事情、出荷の事情に通じた人を集め、生産出荷事情の聴取打合せをなすと共に、需要地方面の状況意向を調査する爲めに中央卸賣市場長とか、荷受業者の代表とかを集め、其他輸送關係者等の協力も得まして、月別に生産府縣から指定された消費地に出す數量を豫定するのであります。さういふ準備が出来ますと帝國農會に設置してあります青果物配給統制中央委員會に諮りいよ／＼計畫が出来ましたならば農林大臣の承認を受けるのであります。農林大臣の承認がありますと其の計畫に基き帝國農會は關係道府縣農會に對して細部の計畫を立てよと言ふ指示するのであります。

道府縣農會はこの指示に従つて郡市農會、出荷者代表等の意見を聞き出荷地別、月旬別、出荷先別による具體的の計畫を決めるのであります。そして計畫案が出来れば道府縣農會に設置してあります青果物配給統制委員會に諮り、可決になれば地方長官の承認を受けると言ふ段取りを踏み、そしていよ／＼決定すれば別に地方長官の指定した出荷者に對して出荷の指圖をする

を受ければ關係出荷團體に指圖をすると言ふことになつて居ります。この邊までは大體從來のやり方と同じであります。從來は郡市農會に對しても指圖權を認めたのであります。今回は指圖權を原則として道府縣農會限りとしたのであります。

これにも色々理由がありますが、其の一つは指圖の一貫性を期し少くも同一縣内に於ける指圖は其の歩調を一同にすると言ふ事と、今一つは郡市農會は第七條の規定等による出荷團體の指導其他に直接間接重大使命がありますので、さう言ふ事や罰則の適用の場合等を考へ合せて指圖部面は縣農會に限定したわけであります。それからもう一つ從來と違ひます點は第二項に示されてあります「指圖ヲ受ケタルトキハ之ニ從フベシ」と言ふこととあります。從來は「指圖ヲ受ケタルトキハ之ヲ遵守スルコトヲ旨トスベシ」と言ふのであります。之れが解釋上罰則の適用はないといふ事になつて居りましたが、今回は罰則の適用があると云ふ事になつて居ります。即ち従はなければ罰則の適用を受ける。従つて非常に強くなつたのであります。勿論天候その他不可抗力の關係上出せないものまで、罰があるかと言ふと、さういふ事はなからふと思ひますが、兎に角原則として一應決められた計畫は守つて行かなければならぬのであります。隨つて帝國農會道府縣農會等に於ては計畫を慎重に立てる。農林大臣地方長官が承認をする場合も慎重にやると言ふことと計畫はあくまでも實行の爲めの計畫である事が原則になつ

て来るわけでありませぬ。

第六條は、これも大體從來と似たやうな規定であります。農林大臣が第三條の規則で幾ら出荷割當の範圍を擴げて見ましても、全國的に全部を實施すると言ふ事は容易でありませぬので、主要なもので各地方毎にばらばらにやられては困るやうなものを中央であり、地方的には統制の必要があるが、全國的にまで考へなくてもいいと言ふやうな物もあり、又農林大臣が統制する品目でも總ての消費地に對し、總ての數量に對して計畫割當を實施すると言ふ事は困難でありますので、そう言ふ部分に付ては地方長官にやつて貰ふと言ふ趣旨の規定であります。

換言しますと農林大臣が第三條で出荷計畫を定めさせないやうなもの、全國的には大して必要でもないが地方的には重要だといふものがありとせば、さういふもの、それから農林大臣が第三條で計畫を立てさせるものに付ても農林大臣の指定した消費地以外の消費地に對する出荷割當と言ふものもこの六條に依つて地方長官が同じやうな方法に依りまして出荷計畫を立てさせると言ふことになる譯であります。やり方は第二項にありませぬやうに大體農林大臣が帝國農會に命令する場合と同じであります。

第七條

第七條、第八條、第九條は出荷の關係で全く新しく加へられた規定であります。

色々弊害がありますので、或る程度限られた範圍内で許して行くといふ事になつて居るのであります。最もこれはあくまでも許可規定でありますので、永久に認めるかどうかと言ふ事は出荷並に荷受機構等の整備程度に従ひ考へられる問題であります。

第二號は、初め立法の精神から言ひますと生産者が自己の生産したものを親類縁者等へ贈與する事も差止めると言ふやうな事になつても面白くないと言ふやうな趣旨から考へられた様であります。結局は微量の物は例外とするといふ事でありまして一日正味八貫までは指定出荷團體でなくとも出荷しても宜しい、これは第七條第一項の規定で指定せられた青果物についてといふことでありますので、従つて指定青果物全部で八貫を超えないものは宜しいといふ事になつて居ります。

第三號は、法の條文との關係であります。即ち第九條で或る荷受組合とか又は青果會社に産地買付を命じたやうな場合にその人が買付けた物に對しては例外でこれは當然の事でありませぬ。

第四號は、試験研究用、種子用其他特殊の場合には第四號の規定で許可することもあるといふことであります。

第八條

第八條は市、町村農會に對し其の會員の出荷團體への供出を命ずる權限規定でありまして、これは第七條の規定で郡單位で

第七條は、農林大臣の指定した青果物は一定の例外を除くの外は、出荷地區を地方長官が指定し、その地區に付て地方長官が出荷團體を指定しまして、この指定出荷團體でなければ出荷出来ないと言ふ規定であります。

本條のねらい處は、一つは第三條乃至第六條までのやうな出荷割當に對し生産地に於ける出荷者を一元化して割當數量の確保を容易にすると言ふ事と、今一つは需給の逼迫に伴ふ急速なる出荷配給の統制を期する爲めには第三條から第六條のやうな部分的の出荷割當のみでは實効を擧げるに充分でないので、取敢ず必需的な蔬菜果實を一括して、先づ出荷の一元統制を圖り、出荷ルート確立による出荷統制の強化を期すると言ふ事尙一つは指定出荷地區即ち郡市毎に需給の調子を圖らしめて出荷の偏重による産地品ガスレ等を防止し中央地方を通じて配給の均齊を圖ると言ふやうな點にあるのであります。

次に例外規定即ち第一號乃至第四號であります。第一號の關係は振賣即ち直賣のものに付きましては一定の數量、地區、期間等を制限致しまして許可により振賣を認めて行くと言ふ方針から設けられた規定であります。御承知の如く消費地附近の所謂近郊蔬菜等は相當振賣に供せられて居たのであります。後の規定にありますがやうに荷受の一元化と言ふ事を考へて参りますと、さういふものも野放しでは困るのであります。それからと言つて機構の整備當初から全然止めてしまふと言ふ事も亦

一應出荷を押へましても、郡内の消費の關係と出荷するものとの關係などで、第三條等で割當られたものだけ出荷團體に集まらないといふやうな場合が起るやうな際には、出荷團體に對する各生産者の供出の割當に付て必要な統制を市、町村農會にさせるといふことに付て考へられて居るわけであります。

要するに第七條までの所では、郡なら郡といふ區域を押へまして、それから出口をくくつて居る譯であります。それでもその出口の所まで荷物が集まらないといふ場合には、第八條でその元の生産者の所まで割當をして行くと言ふ考へ方でありませぬ。

第九條

第九條は農林大臣が必要に應じまして一定の資格を有する者に青果物の種類を定め、數量等も指示を致しまして買入に關して命令をする事が出来ると言ふ規定であります。さういふ買入の命令があつて、さういふ人が買入に行けば青果物の生産者とか、占有者即ち青果物を持つて居る人は最高販賣價格で必ず賣渡さなければならぬと言ふ規定でありまして、いざと言ふ場合のために特別買付規定を法制化したわけでありませぬ。

第十條

第十條以下は大體消費地の配給統制の關係であります。從來の臨時措置法に基く規則では名稱は配給統制規則と言ふ事になつて居りますが、消費配給の方のことは考へられて居なかつた

のでありまして名前は配給統制規則でも實際は出荷統制規則であつた譯であります、今度は第十條以下の規定で消費地に於ける配給と言ふ事に付ても計畫的にやると言ふ考へから定められた條文であります。

即ち第十條では農林大臣が消費地を指定致しますと其處に持込まれるもの及び其處で生産せられたものは原則として、指定の荷受機關でなければ賣つたり、販賣の委託をする事はならぬと言ふ規定であります。

尙第一號乃至第七號は例外規定でありまして、第一號は、第七條の方で販賣のための出荷許可を受けたものは第十條の方では許可を受けなくても荷受機關以外に販賣して宜しいと言ふのであります。第二號は第七條の方に關係のない振賣、例へば指定消費地域内に生産せられたるものを其の地域内のものが振賣する場合とか、又は指定消費地域外でも第七條の出荷地區の指定のないところから来る振賣人等に付いての許可規定でありまして、尙第二號の許可は販賣を爲す者の販賣を必要とする場合以外にも、壘罐詰等の原料として指定消費地域内に於て食料品工業を營む者に對する販賣を必要とする場合、及び輸移出せらるべき青果物を指定消費地域内に於て、輸移出業者に販賣し、又は販賣の委託を爲す場合等にも適用せらるゝ事になつて居ります。

第三號は これは當然のことなのでありますが、本文の表し

方が地區内で生産せられたものも、一應荷受機關に集めるために「指定消費地域内ニ於テ生産セラレタル青果物ヲ販賣スル者ハ」となつて居ります關係上、消費地域内の生産者は各人毎に直接荷受機關まで持つて行かねばならない譯であります、その言ふ事は實際問題としては兩者とも反つて困りますので、やはり消費地域内の場合も出荷團體で取纏めて荷受機關に出荷するやうな段取にして行き度いと言ふ事を指導方針として考へられて居るわけでありまして、條文の表し方で一寸妙でありますが例外規定として定められて居るわけでありまして。

第四號は 指定荷受機關より買受けたものの販賣であつて、それは當然の事でありまして、小賣屋が市場から買つて來たものを又荷受機關に賣らなければならぬと言ふ事になつては大變です、この點を明瞭にしたわけでありまして、これは本文の表し方が非常に廣い意味を持つて居ります關係からであります。

第五號は 第七條第二號の所で説明しましたのと大體同じであります。

第六號は 第七條第四號と略同様で、即ち種子用、試験研究等に供する爲販賣する場合とか、從來の慣例に依り軍官公衛等に納入する場合其他特に必要ある場合の許可規定であります。

第七號は 主として甘藷、馬鈴薯の關係に付て考へられたも

のでありますが、諸類に就ては既に別の規則が出ましたので本號の實際運用を具體的に例を擧げて説明申上げる材料がありませんが、要するに農林大臣の指定した場合は荷受機關に出さなくとも良しいと言ふのであります。

第十一條

第十一條第一項は、指定荷受機關は配給計畫を定めなければならぬと言ふ規定でありまして、配給計畫の内容と致しましては指定消費地域外出荷のもの（これは大體從來の實績を基準とします）及指定消費地域内配給のものに先づ大別し、後者は更に之を各指定市場（第十二條の規定による）毎に一般家庭用、業務用、加工用、大口消費用に區分すると言ふやり方でありまして。

第二項の方は第一項の配給計畫は勿論でありますし、其他配給計畫に關係がなくとも色々配給上必要な事項を命令したり又値段の關係の調節とか、或は場合に依つては食糧貯蔵と言ふ見地から荷受機關が或る程度青果物を保有して置くと言ふ事が必要な場合も考へられますので、その言ふ命令をなし得ると言ふ事を明かに示してあるわけでありまして。

第十二條

第十二條は荷受機關は一定の場所即ち一定の市場で其の取扱青果物を販賣せしめると言ふ規定でありまして、何處でも矢鱈に取引されると言ふ事では統制が付きませぬので、指定市場を

定めてそこで大體荷受もやれば、殊に販賣は必ず其處でやると言ふ事に致した譯であります。

第十三條

第十三條は業務上「青果物ノ使用若ハ消費ヲ爲ス者」即ち加工業者も入りますし、料理店、飲食店等も入りますが、そのいふ者の産地買付を禁じた規定でありまして、そのいふ者は指定荷受機關の販賣場以外では買へないと言ふ事を示して居るのであります、小賣業者の關係は書いてありませんが、小賣業者が假に産地買付を致ししても、持込む場合に第十條の規定で荷受機關でなければ賣る事が出来ませんので、小賣業者の方面でも産地買付は事實上出来ないと言ふ事になる譯であります。

例外規定の第一號は第七條第二號、第十條第五號等と其の趣旨は大體同様でありまして即ち青果物全部を合せて一日正味三貫までならば荷受機關以外のものから買つても良いと言ふのであります。

第二號は許可規定でありまして、食料品工業を營む者が壘罐詰の原料として買受を必要とする場合、又は從來の慣例に依り軍官公衛等が買受くる場合、其他特に必要ある場合に許可せられる事になつて居ります。

第三號は食料品工業を營む者が第十條第二號の規定に依り壘罐詰等の原料として青果物を販賣することに付許可を受けたる者より當該青果物を買受くる場合等を指定するの方針のやうに

承つて居ります。

第十四條
第十四條は地方長官が指定市場から青果物の買付を爲し得る者を指定すると言ふ事でありまして、所謂買出人の指定制度であります、尙後段の方は配給上小賣業者に對して色々なことを命令出来ると言ふ規定であります。

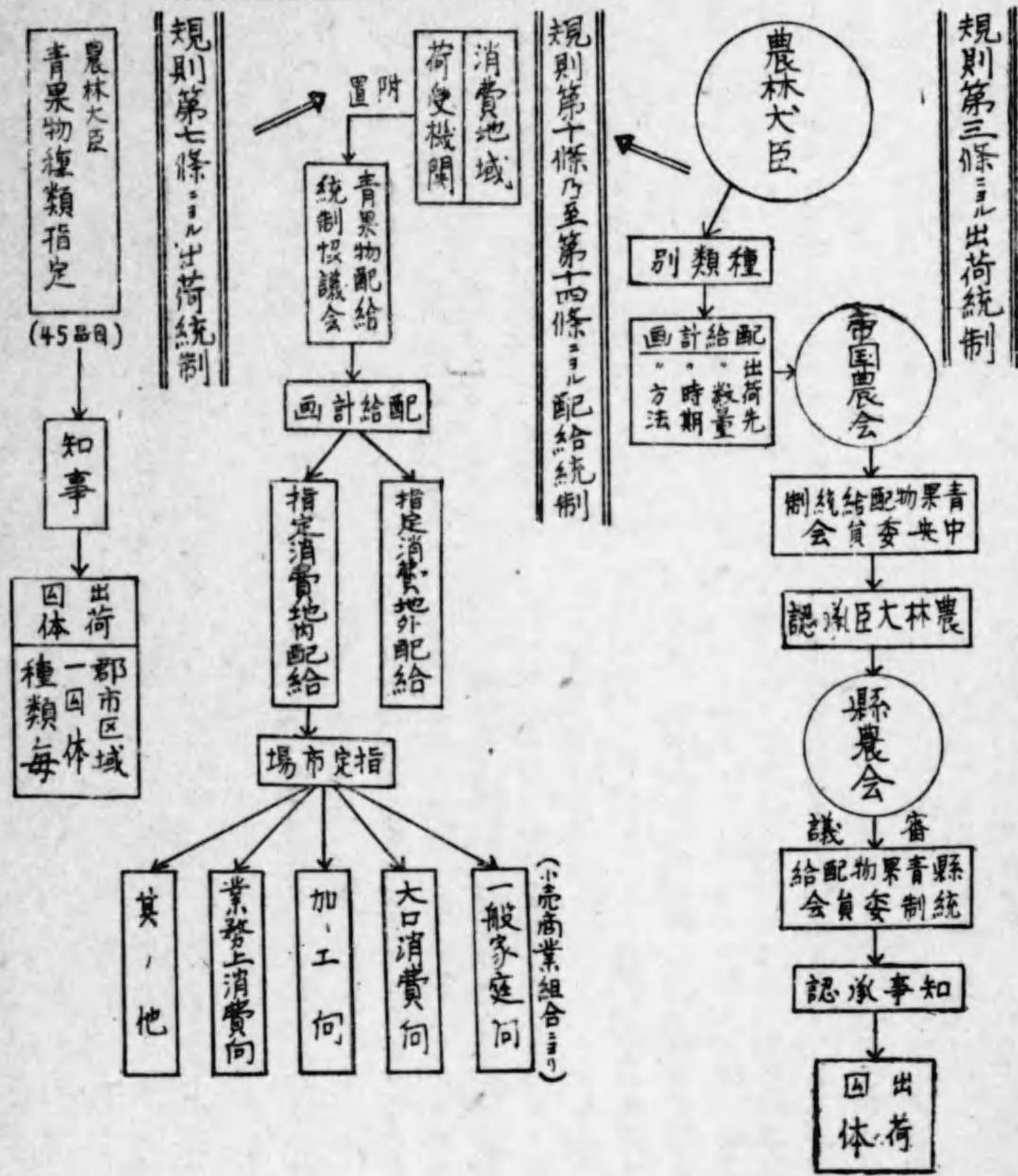
第十五條、第十六條
第十五條、第十六條は輸出、移出の關係でありまして、これは外のものでも同じであります、價格の關係が必ずしも均衡が取れて居りませんので、相當外地、圓域等に流れ過ぎる物もありますので、或る種の青果物に付いては内地以外の出荷を許可制度にして調制しやうと言ふための規定であります。

第十七條
第十七條は第十六條までの規定で一應當面考へられる出荷並に配給統制に就ては夫々定めてあるのであります、以上の外に尙配給統制上必要な制限とか命令とかを要する場合にも大體本條に基いて規正する事が出来る規定であります。

第十八條
第十八條は報告を徴し臨檢、検査をなす事が出来ると言ふ事を明かにした規定であります。

六、結 言
大體の解説を致したつもりであります、要するに全體の趣

青果物配給統制機構圖解



旨と致しましては、出荷の方面を計畫的に強化すると言ふ事とこれを受ける消費方面も計畫的に受けて計畫的に配給せしめるそれ等のルートを整備するために之を案すやうな行爲を禁止又は制限する、斯様な事に依つて青果物の出荷及び配給を整備して行き度と言ふ事がこの規則の眼目であります。

元來青果物の如きものは配給統制が非常に困難な事情にあるのでありますので、規則を作ると言ふ事は法律家がやればわけはないでありませうが、これを妥當に動かしまして配給の適正と言ふ目的を十分に達すると言ふ事はなかなか六ヶ敷問題であります、これは規則だけの力、又官廳だけの力では充分でない事勿論でありまして、實際にこれら出荷配給部面の擔當者は勿論、生産者も消費者も總ての人達がこの規則の趣旨に基いて本當に協力をしなければ成果を擧げる事は困難であります。

政府に於きましてもこの點を特に強調されて居るのであります従つて徒らに統制のための統制をすると言ふやうな觀念を避けまして、從來の實情に合ひしかも從來の短所を是正して青果物が本當に旨く出廻るやうにすると言ふ事を念願して居ると言ふ事を承りましたまゝにお傳へして擧筆致します。

(本稿は匆忙の餘暇に取急ぎ纏めましたもので、其の意を盡さざる處も多々あり解説としましては不充分であり、尙政府の意圖する方針、目的等と齟齬する點も有るやを忉れませんが、誤謬、不備等は御叱正あらんことを。一六、一一、一〇)

二、諸類配給統制

(一) 諸類配給統制規則

(農林省令第六十七號)
昭和十六年八月二十日

二四

- 第一條 生活必需品統制令ニ依ル諸類ノ配給統制ニ付テハ本則ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 本則ニ於テ諸類トハ甘藷、馬鈴薯、カツサバ、アロールート及此等ヲ乾燥シタルモノ(蒸シ又ハ切りテ乾燥シタルモノヲ含ム)ヲ謂フ
- 第三條 諸類ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外農林大臣ノ指定スル者(以下統制機關ト稱ス)ニ非ザレバ諸類生産者ヨリ之ヲ買受ケル(販賣ノ委託ヲ受ケル場合ヲ含ム以下同ジ)コトヲ得ズ
- 一 統制機關ヨリ買入ノ委託ヲ受ケタル者又ハ販賣組合ガ買受ケル場合
- 二 當該諸類生産者ト同一市町村内ニ居住スル者ガ自家用ニ充ツル爲買受ケル場合
- 三 地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ガ當該地方長官ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ買受ケル場合
- 四 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

- 前項第一號又ハ第三號ニ該當スル場合ニ於テ諸類生産者ヨリ其ノ生産ニ係ル諸類ヲ買受ケントスルトキハ當該諸類生産者ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ出荷統制ニ依ルベシ
- 第四條 販賣組合ハ其ノ所屬スル販賣組合聯合會又ハ統制機關以外ノ者ニ諸類ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ
 - 第五條 販賣組合聯合會ハ統制機關以外ノ者ニ諸類ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ
 - 第六條 前二條ノ規定ハ農林大臣ノ指定スル道府縣又ハ地方長官ガ農林大臣ノ認可ヲ受ケ指定スル地域内ニ於テ生産セラレタル諸類ニ付テハ之ヲ適用セズ
 - 第七條 道府縣農會前條第二項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計

畫ニ基キ關係市農會又ハ町村農會ニ對シ必要ナル指示ヲ爲スベシ

市農會又ハ町村農會前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ其ノ指示ニ基キ所屬會員ニ對シ必要ナル指圖ヲ爲スベシ

市農會又ハ町村農會ノ會員前項ノ指圖ヲ受ケタルトキハ之ニ從フベシ

第八條 諸類ノ輸入又ハ移入ヲ爲ス者ハ統制機關以外ノ者ニ其ノ輸入又ハ移入ニ係ル諸類ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 諸類ノ生産若ハ販賣ヲ業トスル者、轉賣ノ目的ヲ以テ諸類ヲ所有スル者又ハ此等ノ者ノ團體ハ其ノ生産又ハ取扱ニ係ル諸類ニ付統制機關ヨリ價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ定メタル最高販賣價格ニ依リ買入ノ申込アリタルトキハ其ノ申込ニ應ジ之ヲ賣渡スベシ

統制機關前項ノ規定ニ依リ買入ノ申込ヲ爲サントスルトキハ豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

第十條 農林大臣ノ指定スル物品ノ製造(加工ヲ含ム以下同ジ)ヲ業トスル者ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外統制機關ヨリ買受ケタルモノニ非ザレバ諸類ヲ當該物品ノ原料又ハ材料トシテ使用スルコトヲ得ズ

一 第三條第一項第三號又ハ第四號ノ規定ニ依リ買受ケタル

諸類ヲ使用スル場合

二 農林大臣ノ許可ヲ受ケタル者ガ農林大臣ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ使用スル場合

三 特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合

四 其ノ他農林大臣ノ指定シタル場合

第十一條 前條ノ農林大臣ノ指定スル物品ノ製造ヲ業トスル者ヲ除クノ外業務上諸類ノ消費ヲ爲ス者又ハ其ノ團體ニシテ農林大臣ノ指定スル地域内ニ住所、居所、營業所、事業場又ハ事務所ヲ有スルモノハ農林大臣(農林大臣特ニ定メタルトキハ地方長官)ノ指定スル配給機關(以下指定配給機關ト稱ス)以外ノ者ヨリ當該地域内ニ於テ消費スル諸類ヲ買受ケル(買入ノ委託ヲ爲ス場合ヲ含ム以下同ジ)コトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 第三條第一項第三號又ハ第四號ノ規定ニ依リ買受ケル場合

二 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第十二條 地方長官諸類ノ配給統制上必要アリト認ムルトキハ一般ニ指定配給機關ヨリ諸類ノ買受ヲ爲スコトヲ得ル者及其ノ買受ヲ爲スベキ場所若ハ相手方ヲ指定シ又ハ諸類ノ小賣ヲ爲ス者ニ對シ其ノ配給先、配給數量若ハ配給方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十三條 農林大臣諸類ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルト

二五

キハ指定配給機關ニ對シ一般的ニ配給先、配給場所、配給數量、配給時期、配給方法其ノ他配給ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ數量、時期其ノ他必要ナル事項ヲ定メ諸類ノ寄託若ハ保有ヲ命ズルコトアルベシ

第十四條 統制機關ハ其ノ取扱フ諸類ノ配給計畫ヲ定メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
農林大臣諸類ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ統制機關ニ對シ諸類ノ配給先、配給數量、配給時期、配給方法其ノ他配給ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ數量、時期其ノ他必要ナル事項ヲ定メ諸類ノ寄託若ハ保有ヲ命ズルコトアルベシ
第十五條 農林大臣又ハ地方長官諸類ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ左ニ掲グル者又ハ其ノ團體ニ對シ諸類ノ加工、讓渡、讓受、寄託、保有、移動、保管、使用又ハ消費ニ

(二) 關係縣令、告示、要項通牒

(1) 兵庫縣諸類検査規則抄録

(兵庫縣令第六十八號)
昭和十六年十月十六日

第一章 總 則

第一條 本令ニ於テ諸類ト稱スルハ生甘藷及馬鈴薯ヲ謂フ
第二條 本令ニ於テ受渡ト稱スルハ賣買ノ爲本縣内ニ於テ授受スルヲ謂ヒ移出ト稱スルハ本縣外ニ搬出スルヲ謂フ

關シ一般的ニ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

一 諸類ノ生産ヲ爲ス者
二 第三條第一項第一號ノ規定ニ依リ諸類ノ買受ヲ爲ス者
三 諸類ノ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲ス者
四 業務上諸類ノ消費ヲ爲ス者
五 諸類ノ輸入又ハ移入ヲ爲ス者
六 諸類ノ保管ヲ爲ス者
第十六條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條各號ニ掲グル者又ハ其ノ團體ニ付諸類ノ配給統制上必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第三條 本縣内ニ於テ生産セラレタル諸類ハ本令ニ依リ行フ検査ヲ受ケタルモノニ非ザレバ之ヲ受渡シ又ハ移出スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
一 受渡又ハ移出スル一、口ノ數量ガ第九條ニ規定スル定量ニ滿タザル端量ノモノ

二 學術研究又ハ試験ノ用ニ供スルモノ

三 博覽會、共進會又ハ品評會等ニ出品スルモノ

四 徵發若ハ強制執行ノ目的物トナリタルモノ又ハ國有ニ屬スルモノ

五 前各號ノ外特別ノ事由ニ依リ検査ノ免除ヲ受ケタルモノ
第四條 本令ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ要セザル諸類ニ付其ノ検査ヲ希望スル者アルトキハ本令ニ依リ之方検査ヲ行フコトアルベシ

第五條 本縣外ヨリ移入セラレタル諸類ニシテ本縣外ニ於テ生産セラレタルコトヲ確認シ難キモノハ之ヲ本縣内ニ於テ生産セラレタルモノト看做ス

第六條 諸類ノ検査等級ハ左ノ通トス
生甘藷 一等、二等、等外
馬鈴薯 合格、格外

前項ノ検査等級ノ標準ハ別ニ之ヲ定ム

第七條 馬鈴薯ニシテ合格トナリタルモノニ付テハ左ノ選別標準重量ニ依リ大玉、小玉及混玉ノ階級ニ之ヲ區別ス

階級 一箇ノ選別標準重量
大玉 二十五匁以上
小玉 十二匁以上二十五匁未滿

混玉 大玉ト小玉ヲ混合シタルモノ
第八條 検査ヲ受クル生甘藷及馬鈴薯ノ選別ハ左ノ各號ニ依ル

ベシ

一 品種ニ依リ區別スルコト

二 生甘藷ニ付テハ形狀及大小ニ依リ馬鈴薯ニ付テハ選別標準重量ニ依リ區別スルコト

三 畸形ノモノ及損傷若ハ病虫害アルモノハ其ノ程度ニ依リ區別スルコト

四 腐敗若ハ變質シ又ハ其ノ徵候アルモノ竝ニ土砂ノ除去ノ充分ナルモノヲ混合セザルコト

第九條 検査ヲ受クル諸類ノ一包裝ノ正味重量ハ左ノ各號ニ依ルベシ

一 生甘藷 俵又ハ叭入 十二貫
二 馬鈴薯 俵又ハ叭入 十四貫
第十條 検査ヲ受クル諸類ノ包裝ハ左ノ各號ニ依ルベシ

イ 俵 (一重俵)
乾燥セル藥ヲ用ヒ四箇所編トシ各封間七寸(三本繩複式編)依ニ在リテハ中央ノ封間七寸其ノ左右六寸五分)兩封端五寸五分トシ編上ゲ四尺封數六十以上重量四百匁以上ト爲スコト
棧俵ハ乾燥セル藥ヲ用ヒ徑八寸乃至九寸重量五十匁乃至七十匁ト爲スコト
繩ハ摺掛ケヲ爲シ其ノ周リヲ橫繩及縱繩ハ一寸乃至一寸二分口騰繩ハ一寸ト爲スコト

依ノ小口ハ封端ヲ折込ミ棧俵ヲ當テ口騰繩ヲ以テ五箇所以
上目通シ廻リ掛ケトシ騰繩ヲ爲スコト
横繩ハ各二廻五箇所締メ四ツ目結ビト爲スコト
縦繩ハ二筋ヲ以テ二方掛トシ各横繩ニ引掛ケ四ツ目結ビト
爲スコト

ロ 吠

庭ハ乾燥セル粗スリダ藁ヲ用ヒ織方ハ縦繩四十筋(兩耳繩
ヲ含ム)以上トシ長サ六尺幅二尺八寸以上重量六百五十匁
以上ニ織リ上ゲルコト

縫繩及當繩ハ強靱ナル摺掛繩トシ縫繩ハ周リ五分以上トシ
當繩ハ周リ一寸二分以上長サ八尺以上トシ庭ハ二ツ折片側
三十針以上縫締メルコト

荷造ハ吠ノ小口ヲ卷キ込ミ口繩ヲ結ビ縦繩ハ周リ一寸二分
以上ノモノヲ以テ各二廻リ三箇所締四ツ目結ト爲シ横繩ハ
一箇所結ビ二筋ヲ以テ各縦繩ニ蛙股ニ引掛ケ四ツ目結ト爲
スコト

第十一條 特別ノ事由ニ依リ前二條ニ規定スル重量又ハ包裝ニ
依リ難キ場合ニ於テハ穀物検査所長ノ許可ヲ受ケ特別ノ正味
重量又ハ包裝ト爲スコトヲ得
前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由、種類ノ種類別數量
用途、仕向先、一包裝ノ正味重量及包裝方法ヲ記載シタル願
書ヲ穀物検査所長ニ提出スベシ

第十二條 検査ヲ受クル諸類ノ包裝ニハ様式第一號ノ票簿ヲ依
ニ在リテハ吠口ニ吠其ノ他ノモノニ在リテハ之ニ準ズベキ箇
所ニ結附クベシ

第十三條 検査ヲ受ケントスル者ハ別ニ定ムル規程ニ依リ検査
手数料ヲ納付スベシ

第十四條 検査ヲ受ケントスル者ハ様式第三號ノ検査申請書ニ
諸類検査手数料領收證紙ヲ貼附シ之ヲ最寄穀物検査所出張所
ニ提出スベシ

諸類生産者ニシテ其ノ生産ニ係ル諸類ヲ種子用トシテ検査ヲ
受ケントスル者ハ様式第五號ノ種子用證印押捺申請書ニ諸類
検査手数料領收證紙ヲ貼附シ之ニ買受者ノ購入證明書類ヲ添
附シ最寄穀物検査所出張所ニ提出スベシ

第十五條 第三條第五號ノ検査ノ免除ヲ受ケントスル者ハ其ノ
事由、種類、荷造及仕向先ヲ記載シタル書面ヲ以テ穀物検査
所長ニ申請スベシ

前項ノ規定ニ依リ検査ノ免除ヲ受ケタル者ハ當該諸類ニ其ノ
種類、數量、用途、受渡當事者ノ住所氏名及検査免除ヲ受ケ
タル年月日ヲ記載シタル荷札ヲ附シ之ニ穀物検査吏員ノ認印
ヲ押捺ヲ受クベシ

第十六條 諸類(一口ノ數量ガ第九條ニ規定スル重量以上ノモ
ノ)ヲ賣買以外ノ事由ニ依リ本縣内ニ於テ授受セントスル者
ハ豫メ其ノ事由、種類別數量、包裝及受渡當事者ノ住所氏名

ヲ當該諸類ノ生産市町村ヲ擔當スル穀物生産検査員又ハ最寄

穀物検査所出張所ニ届出デ第十五條第二項ノ規定ニ準ズル荷

札ヲ附シ之ニ穀物検査吏員ノ認印ノ押捺ヲ受クベシ

第十七條 本令ニ依ル検査施行ノ爲ニ必要ナル諸類ノ積替、運搬、

計量、解裝及改裝ノ費用ハ検査申請者ノ負擔トス

第十八條 本令ノ適用ニ因リ生シタル損害ニ對シ縣ハ其ノ賠償
ノ責ニ任ゼズ

第二章 検査

第十九條 検査ハ生甘藷及馬鈴薯ニ付テハ其ノ品質、形状、太

サ、選別、包裝及重量ニ付之ヲ行ヒ其ノ品位ニ依リ検査等級
ヲ決定ス

馬鈴薯ニシテ合格トナリタルモノニ付テハ其ノ選別標準ノ重
量ニ依リ階級ヲ決定ス

第二十條 検査ハ穀物検査吏員之ヲ行フ但シ穀物検査吏員ト雖
モ自己ノ利害ニ直接關係アル諸類ノ検査ニ關與スルコトヲ得
ズ

穀物検査吏員其ノ職務ヲ行フトキハ様式第二號ノ證票ヲ携帯
スベシ

第二十一條 検査ハ昭和七年六月兵庫縣告示第五百四十六號ニ
定ムル移出検査指定地ニ於テ之ヲ行フ但シ農會ノ斡旋ニ依リ
販賣ヲ爲ス諸類ニシテ一箇所ノ集積五十俵(吠)以上ノモノ
又ハ特別ノ事情アルモノニ付テハ其ノ現品所在地ニ於テ行フ

コトアルベシ

第二十二條 検査ハ検査申請ノ順序ニ依リ之ヲ行フ但シ穀物檢
査吏員必要アリト認ムルトキハ其ノ順序ヲ變更スルコトヲ得
検査ハ穀物検査吏員特別ノ事由アリト認ムル場合ノ外日出前
及日没後ニ於テハ行ハズ

第二十三條 検査申請者又ハ其ノ代理人ハ検査ニ立會シ穀物檢
査吏員ノ指示ニ從フベシ

検査申請者又ハ其ノ代理人前項ノ指示ニ從ハザルトキハ穀物
検査吏員其ノ検査ヲ中止スルコトヲ得

第二十四條 穀物検査吏員検査ヲ行フニ當リ第八條、第九條、
第十條又ハ第十二條ノ規定ニ適合セザルモノアリト認メタル
トキハ其ノ検査ハ之ヲ中止ス

前項ノ規定ニ依リ検査ヲ中止シタルトキハ其ノ日ヨリ起算シ
十日以内ニ不備ノ點ヲ補正シテ検査ヲ受クルニ非ザレバ其ノ
諸類ニ付既ニ爲シタル検査申請ハ効力ヲ失フモノトス

第二十五條 穀物検査吏員検査ヲ行ヒタルトキハ其ノ検査等級
ニ應ジ生甘藷ニ付テハ其ノ票箋ニ様式第六號ノ検査等級證印
及様式第八號ノ検査印ヲ、馬鈴薯ニ付テハ其ノ票箋ニ様式第
六號ノ検査等級證印、様式第七號ノ階級印及様式第八號ノ檢
査印ヲ押捺ス

種子用トシテ申請アリタル諸類ニ付テハ必要ニ依リ其ノ票箋
ニ様式第九號ノ種子用證印及様式第八號検査印ヲ押捺ス

第二十六條 第二十七條、第三十條又ハ條三十一條ノ規定ニ依リ再検査ヲ受ケタル者ハ其ノ諸類ニ附シタル票箋ヲ破棄シ更ニ第二十二條ニ定ムル票箋ヲ結付ケ第二十五條第一項ノ手續ヲ受クベシ

第二十七條 検査申請者ニシテ検査等級又ハ階級ノ決定ニ對シ異議アルモノハ其ノ検査ノ終了シタル日ヨリ起算シ十日以内ニ様式第四號ノ諸類再検査申請書ニ諸類検査手数料領收證紙ヲ貼附シ穀物検査所長ニ再検査ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 諸類ノ票箋ニ押捺シタル検査等級證印、階級印、種子用證印又ハ検査印ヲ抹消スルトキハ様式第十號ノ消印ヲ用フ

第二十九條 票箋ニ種子用證印ノ押捺ヲ受ケタル諸類ヲ種子用以外ノ用ニ供スル爲受渡シ又ハ移出セントスル者ハ其ノ事由、種類別數量、現品所在地及仕向先ヲ記載シタル書面ヲ以テ最寄穀物検査所出張所ニ届出デ其ノ票箋ニ押捺セル種子用證印ノ抹消ヲ受クベシ

前項ノ抹消ヲ受ケタルトキハ本令ニ依リ更ニ検査ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テハ其ノ申請書ニハ諸類検査手数料領收證紙ノ貼附ヲ要セズ

第三章 取 締

第三十條 検査済ノ諸類ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ更ニ検査ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ受渡シ又ハ移出スルコトヲ

得ズ

一 包装ヲ毀損シ又ハ改装シタルモノ
二 検査等級證印、階級印、種子用證印又ハ検査印ノ不明瞭トナリタルモノ

三 票箋ヲ毀損シ若ハ亡失シタルモノ
四 腐敗若ハ變質シ又ハ著シク損傷シタルモノ
五 著シク蟲害若ハ鼠害ヲ受ケタルモノ又ハ正味重量ヲ減ジタルモノ

第三十一條 穀物検査吏員必要アリト認ムルトキハ検査済ノ諸類ニ對シ再検査ヲ行フコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル検査ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第三十二條 検査済若ハ検査ヲ受ケタル諸類ニ商標荷印其ノ他ノ表示ヲ爲サントスル者ハ其ノ事由、表示方法及實形圖ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ豫メ知事ノ許可ヲ受クベシ其ノ記載事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
知事必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第三十三條 検査済ノ諸類ヲ解装シタルトキハ之ニ附シタル票箋ヲ直ニ破棄スベシ

第三十四條 検査済ノ諸類ヲ降雨雪中ニ運搬シ又ハ屋外ニ置クトキハ防寒又ハ防濕ニ必要ナル適當ノ設備ヲ爲スベシ

第三十五條 穀物検査吏員又ハ警察官吏本令違反ノ事實アリト

認メタルトキハ諸類ノ所在場所ニ臨檢シ關係帳簿ヲ閱覽シ又ハ其ノ運搬停止若ハ保管又ハ關係資料ノ提出ヲ命ズルコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル臨檢、閱覽及命令ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第四章 罰 則

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス

一 第三條、第十五條第二項、第十六條、第二十九條第一項、第三十條、第三十一條第二項、第三十二條第一項、第三十四條又ハ第三十五條第二項ノ規定ニ違反シタル者

二 不正ノ手段ニ依リ検査ヲ受ケ若ハ受ケントシタル者又ハ検査ヲ免ルル爲不正ノ行爲ヲ爲シタル者

三 検査済諸類ニ不正手段ヲ施シタル者
四 故ナク検査済諸類ノ検査等級證印、階級印又ハ検査印ヲ抹消シ若ハ變造シ又ハ票箋ヲ破棄シタル者

五 検査済諸類ノ票箋ヲ不正ニ使用シ又ハ其ノ記載事項ヲ改竄シタル者

第三十七條 本令ニ依ル義務者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
第三十八條 本令ノ規定ニ違反シタル者ニ適用スベキ罰則ハ其

ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
(様式 省略)

(2) 諸類配給統制規則施行細則

(兵庫縣令第七十五號 昭和十六年十月二十七日)

第一條 諸類配給統制規則(以下規則ト稱ス)第三條第一項第三號ノ許可ヲ受ケントスル者ハ許可申請書ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ知事ニ提出スベシ

- 一 申請ノ事由
 - 二 買受ケントスル諸類ノ種類及數量
 - 三 諸類ヲ買受ケントスル期間及地域
 - 四 買受ケントスル諸類ノ豫定販賣先及用途
- 知事前項ノ許可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ規則第三條第二項ノ市農會又ハ町村農會ニ通知ス

第二條 規則第三條第二項ニ該當スル場合ニ於テ諸類生産者ヨリ其ノ生産ニ係ル諸類ヲ買受ケントスル者ハ買受ケントスル諸類ノ數量ヲ當該諸類生産者ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ニ届出ツベシ

第三條 規則第十條第二號ノ許可ヲ受ケントスル者ハ許可申請

書正副二通ヲ縣ヲ經由シテ提出スベシ

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 申請ノ事由

二 使用セントスル諸類數量及其ノ調達方法

三 諸類ヲ使用セントスル期間及場所

四 製造セントスル物品ノ種類及其ノ製造豫定數量

五 前號ノ物品製造能力其ノ他參考トナルベキ事項

第四條 規則第十條ノ農林大臣ノ指定スル物品ノ製造ヲ業トス

ル者ヲ除クノ外知事ノ指定スル地域内ニ於テ業務上諸類ノ消

費ヲ爲ス者又ハ諸類ノ小賣ヲ爲ス者ハ當該地域ニ付知事ノ指

定スル者(以下指定配給者ト稱ス)以外ノ者ヨリ諸類ヲ買受

クルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 政府又ハ統制機關ヨリ買受クル場合

二 規則第三條第三號又ハ第四號ノ規定ニ依リ買受クル場合

三 特別ノ事情ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合

第五條 指定配給者ハ其ノ取扱フ諸類ノ配給計畫ヲ定メ知事ノ

承認ヲ受クベシ

知事諸類ノ配給統制上必要アリト認ムルトキハ指定配給者ニ

對シ諸類ノ配給先、配給數量、配給時期、配給方法其ノ他配

給ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ數量、時期其ノ他必要ナル

事項ヲ定メ諸類ノ寄託若ハ保有ヲ命ズルコトアルベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(3) 諸類配給統制規則施行細則

(取扱方針)

(兵産第四五二五號市町村長宛部長通牒) 昭和十六年十月三十日

標記ニ關シ縣令第七十五號ヲ以テ發令相成候處諸類配給統制規
則第三條第一項第三號ノ規定ニ依リ許可セラルベキモノハ左記
ニ該當スルモノニ限ル方針ニ有之候條御了知ノ上關係方面ニ御
示達相成度此段及通牒候也

記

(一) 農山漁村ニ於テ組合員ノ食料、飼料又ハ種子用トシテ近

在ノ産地ヨリ諸類ヲ買受ケントスル購買組合

(二) 諸類増産獎勵ノ爲郡内ニ設置セル採種圃生産ノ種諸ヲ採

種圃設置町村外ノ使用ニ充ツル爲買受ケ若ハ買受ケノ幹

旋ヲナサントスル郡農會又ハ郡ヲ區域トセル農業團體

(三) 郡市内ノ使用ニ充ツル爲縣内ニ於テ種子用トシテ生産セ

ラレタル種諸ヲ買受ケ若ハ買受ケノ幹旋ヲナサントスル

郡市農會又ハ郡市ヲ區域トセル農業團體

備考

(一)ノ場合ハ自町村農會及買入先町村農會(二)ノ農業團體

ノ場合ハ郡農會(三)ノ場合ハ買入先町村農會ノ承認書ヲ添
附スルコト

(4) 農林大臣指定地域及配給機關

(農林省告示第七百九十六號) 昭和十六年十一月一日ヨリ施行

指定地域

兵庫縣神戸市、武庫郡御影町、住吉町、魚崎
町ノ内住吉川以西

指定配給機關

神戸中央青果株式会社
尙農林大臣ノ指定成迄暫定の指定地域及配給機關

(一六農第六六八號知事宛農務局長通牒) 昭和十六年十一月十三日

指定地域	指定配給機關
尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、武庫郡(神戸中央卸賣市場地域ヲ除ク)川邊郡、有馬郡、明石郡、津名郡及三原郡一圓	兵庫縣東部諸類統制組合
姫路市、飾磨市、美祿郡、加東郡、多可郡、加西郡、加古郡、印南郡、飾磨郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、宍粟郡、城崎郡、出石郡、養父郡、美方郡、朝來郡、水上郡及多紀郡一圓	兵庫縣西部諸類統制組合

庭園樹木、果樹苗木
庭園ノ設計施工
(カタログ進呈)

金岡養樹園

金

岡

秀

輔

兵庫縣川邊郡山本
阪急沿線山本(寶塚線)
電話山本 二一〇五番
振替 大阪二〇三〇番
京城六七七八番
私書函山本局一五號

◇歐米花卉直輸入

—観内外花卉— 球根

—草花種子— 庭園用樹

◇造庭花壇ノ設計

兵庫縣川邊郡山本
株式會社 薔薇園

植物場

電話山本 長一四番
振替大阪三四七九番
私書函山本局一五番

盆栽一般
觀賞植物

四洲園

若

生彦藏

兵庫縣川邊郡山本

三、最高販賣價格

(一) 蔬菜及果實類

(昭和十六年七月四日農林省告示) (昭和十六年八月十五日兵庫縣告示) (昭和十六年十一月六日)
 (同年七月七日) (同年八月十五日) (兵庫縣告示一部改正)

品名	期間	價格 (百匁)			
		産地業者最高賣價	産地業者最低買價	卸業者最高賣價	卸業者最低買價
りんご	八月ヨリ翌年三月迄	1.15	1.15	1.15	1.15
りんご	四月	1.15	1.15	1.15	1.15
りんご	五月ヨリ七月迄	1.15	1.15	1.15	1.15
りんご	十一月ヨリ翌年二月迄	1.15	1.15	1.15	1.15
りんご	其ノ他ノ月	1.15	1.15	1.15	1.15
りんご	五月ヨリ八月迄	1.15	1.15	1.15	1.15
りんご	其ノ他ノ月	1.15	1.15	1.15	1.15

品名	期間	價格 (百匁)			
		産地業者最高賣價	産地業者最低買價	卸業者最高賣價	卸業者最低買價
なつみかん	八月ヨリ十月	1.15	1.15	1.15	1.15
なつみかん	十一月ヨリ翌年六月迄	1.15	1.15	1.15	1.15
なつみかん	七月ヨリ九月迄	1.15	1.15	1.15	1.15
なつみかん	其ノ他ノ月	1.15	1.15	1.15	1.15

二、蔬菜

品名	期間	價格 (百匁)			
		産地業者最高賣價	産地業者最低買價	卸業者最高賣價	卸業者最低買價
なす	八月ヨリ十月	1.15	1.15	1.15	1.15
なす	十一月ヨリ翌年六月迄	1.15	1.15	1.15	1.15
なす	七月ヨリ九月迄	1.15	1.15	1.15	1.15
なす	其ノ他ノ月	1.15	1.15	1.15	1.15

品名	期間	價格 (百匁)			
		産地業者最高賣價	産地業者最低買價	卸業者最高賣價	卸業者最低買價
きゅうり	八月ヨリ十月	1.15	1.15	1.15	1.15
きゅうり	十一月ヨリ翌年六月迄	1.15	1.15	1.15	1.15
きゅうり	七月ヨリ九月迄	1.15	1.15	1.15	1.15
きゅうり	其ノ他ノ月	1.15	1.15	1.15	1.15

だいこん	五月、六月、十月及十一月 十二月ヨリ翌年四月迄	三・四	一・二〇	二・五
かぶ	十一月ヨリ翌年一月迄	三	二・〇	二・七
にんじん	二月、三月及十月 四月ヨリ九月迄	三・四	三・〇	三・五
ごぼう	五月ヨリ八月迄及十二月 九月ヨリ十一月迄	三	三・〇	三・五
じやがいも	一月ヨリ四月迄	三	三・〇	三・五
さといも(洗ヲ含ム)	九月 十月ヨリ翌年五月迄 六月ヨリ八月迄	三・四	三・〇	三・五
やつがしら	一年生ながいも(洗ヲ含ム) 其ノ他(洗ヲ含ム)	三	三・〇	三・五
えびいも	六月ヨリ八月迄	三	三・〇	三・五
やまいも	六月ヨリ八月迄	三	三・〇	三・五
ずいき(いも付ヲ含ム)	六月ヨリ八月迄	三	三・〇	三・五
ねぎ	六月ヨリ八月迄	三	三・〇	三・五
あさつき	六月ヨリ八月迄	三	三・〇	三・五
わけらぎ	六月ヨリ八月迄	三	三・〇	三・五
にら	六月ヨリ八月迄	三	三・〇	三・五
たまねぎ	六月ヨリ八月迄	三	三・〇	三・五

はたまねぎ	九月及十月 十一月ヨリ翌年一月迄	三	一・〇	二・五
はたらつきよう	二月ヨリ五月迄	三	一・〇	二・五
きやべつ(芽きやべつヲ除ク)六月ヨリ翌年二月迄	其ノ他ノ月	三	一・〇	二・五
結球はくさい	五月、六月及十月ヨリ 翌年一月迄	三	一・〇	二・五
芽きやべつ	二月ヨリ四月迄及七月 ヨリ九月迄	三	一・〇	二・五
かきつばな	十一月ヨリ翌年四月迄 (北海道以外ノ地)	三	一・〇	二・五
かきつばな	十一月ヨリ翌年四月迄 (北海道)	三	一・〇	二・五
つまみ	五月、六月及十月 七月ヨリ九月迄	三	一・〇	二・五
しゆんぎく	七月ヨリ九月迄	三	一・〇	二・五
ほうれんそう	七月ヨリ九月迄	三	一・〇	二・五
みづ	九月及十月 十一月ヨリ翌年一月迄	三	一・〇	二・五
たまちしや	九月及十月 十一月ヨリ翌年一月迄	三	一・〇	二・五
れんこん	九月及十月 十一月ヨリ翌年一月迄	三	一・〇	二・五

くわい	三月ヨリ五月迄 其ノ他ノ月	三	一・〇	二・五
せり	三月ヨリ五月迄 其ノ他ノ月	三	一・〇	二・五
うど	三月ヨリ五月迄 其ノ他ノ月	三	一・〇	二・五
ふき	三月ヨリ五月迄 其ノ他ノ月	三	一・〇	二・五
いんげん	三月ヨリ五月迄 其ノ他ノ月	三	一・〇	二・五
そらまめ(兼付)	三月ヨリ五月迄 其ノ他ノ月	三	一・〇	二・五
えだまめ	三月ヨリ五月迄 其ノ他ノ月	三	一・〇	二・五
えんどう(皮剥ヲ含ム)	三月ヨリ五月迄 其ノ他ノ月	三	一・〇	二・五
はなやさい	三月ヨリ五月迄 其ノ他ノ月	三	一・〇	二・五
セルリ	三月ヨリ五月迄 其ノ他ノ月	三	一・〇	二・五
パセリ	三月ヨリ五月迄 其ノ他ノ月	三	一・〇	二・五
アスパラガス	三月ヨリ五月迄 其ノ他ノ月	三	一・〇	二・五
豆もやし	三月ヨリ五月迄 其ノ他ノ月	三	一・〇	二・五
ねしろうが	三月ヨリ五月迄 其ノ他ノ月	三	一・〇	二・五

イ フルーツ、パン、食料、喫茶店其ノ他自己ノ営業場ニ於テ果實ヲ食用ニ供スルコトヲ業トスル者ガ料理加工セザル果實(切斷、皮剥セルモノ及食鹽等ヲ添加スルモノヲ含ム)ヲ営業場ニ於テ食用ニ供スル場合ノ最高販賣價格ハ小賣業者最高販賣價格ニ三割以上ヲ加算スルコトヲ得ザルモノトス

ロ 本表價格ハ取引慣習ニ依ル荷造包装費ヲ含ムモノトス但シ卸賣業者ニ於テ樺太、朝鮮、臺灣、南洋群島、關東州、滿洲及支那向販賣ノ爲特別包装シ販賣スル場合ハ包装費ノ實費ヲ加算シ得ルモノトス小賣業者ニ於テ箱籠等ノ容器ニ詰メ販賣スル場合ハ昭和十六年九月一日以降内容蔬菜及果實ノ額ノ一割ノ範圍内ニ於テ包装費ノ實費ヲ加算シ得ルモノトス

ハ 種子用ノモノノ最高販賣價格ハ別段ノ額ヲ指定セル場合ヲ除キ小賣業者販賣價格ヲ適用ス
ニ 生産者方卸賣業者、小賣業者及業務上ノ實需者ニ販賣スル場合ノ價格ハ卸賣業者最高販賣價格ノ範圍内トス
ホ 小賣業者方業務上ノ實需者ニ販賣スル場合ニ在リテハ小賣業者最高販賣價格ニ依リ得ルモノトス
ヘ 本表價格ハ引渡地ニ於ケル最高販賣價格トス
但シ左記品目ノ左記引渡地ニ於ケル最高販賣價格ハ本表中産地業者最高販賣價格ニ依ルモノトス

(一) 果 實

品 目	引 渡 地
うんしゅうみかん	津名郡、三原郡、洲本市、赤穂郡赤穂町、赤穂郡、坂越町、揖保郡室津村
なつみかん	津名郡、三原郡、洲本市
柿	神戸市、西宮市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、飾磨市、姫路市、明石市、武庫郡(山田村ヲ除ク)川邊郡(川西町、多田村、東谷村、中谷村、六瀬村、西谷村ヲ除ク)以外ノ地
なし	二十世紀、菊城郡、出石郡、養父郡、朝來郡、美方郡、氷上郡、多紀郡
洋梨、支那梨	川邊郡川西町、武庫郡山田村
くび	津名郡、三原郡、洲本市
り	神戸市、西宮市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、飾

(二) 甘 藷 及 馬 鈴 薯

一、生産者最高販賣價格(十貫當)

兵 庫	八月—九月	十月—十二月	一月—三月
一等	二・六〇	二・六〇	二・六〇
二等	二・四〇	二・四〇	二・四〇
三等	二・二〇	二・二〇	二・二〇
四等	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇
五月—七月	一等 二・六〇	二等 二・四〇	三等 二・二〇
(一) 甘藷最高販賣價格(單位圓)			
六月—十一月	十二月—二月	三月—五月	
北海道以外	大玉 小玉 格外	大玉 小玉 格外	大玉 小玉 格外
ノ各府縣	二・四〇 二・二〇	二・三〇 二・一〇	三・〇〇 二・八〇
イ 生産者最高販賣價格トハ生産者ノ産地最寄驛ホーム渡又ハ産地最寄港岸壁渡若クハ諸類配給統制規則第三條ノ統制機關(以下統制機關ト稱ス)ノ指定シタル集荷場所渡荷造包装費込ノ價格ヲ謂フ			
前項以外ノ場所渡ノ最高販賣價格ハ本表ニ掲グル額ヨリ三十錢以内ニ於テ前項ノ引渡場所ヨリノ運賃諸掛等ノ實費ヲ控除シタル額トス			
販賣組合ノ最高販賣價格ハ生産者最高販賣價格十貫ニ付一錢ヲ、同聯合會ノ販賣價格ハ十貫ニ付二錢ヲ加算スルコト			

磨市、姫路市、明石市、洲本市、武庫郡、川邊郡(多田村、東谷村、西谷村、中谷村、六瀬村ヲ除ク)以外ノ地
神戸市、西宮市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、飾磨市、姫路市、明石市、洲本市、武庫郡(山田村ヲ除ク)川邊郡(小濱村、川西町、立花村、園田村、長尾村ヲ除ク)以外ノ地

(二) 蔬 菜

品 目	引 渡 地
きゅうり、なす、だいこん、ねぎ、トマト	神戸市、西宮市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、飾磨市、姫路市、明石市、武庫郡(山田村ヲ除ク)以外ノ地
たまねぎ	三原郡、津名郡、洲本市
ト	地方長官本表價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ額ヲ指定シタルトキハ本表價格ハ之ヲ適用セズ
(参考)	
(1)	本價格表中産地價格ナキモノハ産地ト雖モ消費地ニ於ケル卸賣竝ニ小賣業者ノ最高販賣價格ヲ適用シテ可
(2)	つまみなトハ軟白加工シタルモノヲ除ク普通ノ間引菜ノ謂ナリ
(3)	いんげん中ニハさゞげ、平豆、ふじまめハ含マズ
(4)	えだまめニハ枝付、根付ハ含ムモ葉付ハ含マズ
(5)	ねしように中ニハ新しうが、芽しうが、ハ含マズ

(農林省告示第六百七十三號 昭和十六年六月農林省告示) 昭和十六年九月十二日 示第四百三十一號(廢示)

ヲ得ルモノトス
ハ 等級格付ハ道府縣ノ検査又ハ農林大臣ノ承認ヲ受ケ地方長官ノ指定スル者ノ検査ニ依リテシ、之ニ依ラザルモノノ出産者最高販賣價格ハ甘藷ニ在リテハ本表ニ掲グル二等ノ價格ヨリ、馬鈴薯ニ在リテハ小玉ノ價格ヨリ二十錢ヲ控除シタル額トス
従前ノ検査規程ニ依ル場合ハ甘藷ニ在リテハ特等、一等又ハ松ノ表示ヲナスモノハ本表ニ掲グル一等ノ、一二三等ノ竹、梅、並又ハ合格ノ表示ヲナスモノハ本表ニ掲グル三等ノ、花、不合格又ハ格外ノ表示ヲナスモノハ本表ニ掲グル等外ノ價格ニ依ルモノトシ、馬鈴薯ニ在リテハ大玉、中玉ノ表示ヲナスモノハ本表ニ掲グル大玉ノ小玉ノ表示ヲナスモノハ小玉ノ不合格又ハ格外ノ表示ヲナスモノハ本表ニ掲グル等外ノ價格ニ依ルモノトシ、混玉ハ小玉ノ價格ニ五錢ヲ加ヘタル額ニ依ル
ニ 裸ノ儘販賣スルモノノ生産者最高販賣價格ハ本表ニ掲グル價格ヨリ三十錢ヲ控除シタル額トス
ホ 容器買受人持ノ場合ノ生産者最高販賣價格ハ本表ニ掲グル價格ヨリ二十錢ヲ控除シタル額トス

ヘ 道府縣ノ検査ニ依リ種子用タル表示アルモノノ販賣價格ハ本表ニ掲グル一等ノ價格ニ甘諸ニ在リテハ一圓ヲ、馬鈴薯ニ在リテハ二圓ヲ加算シタル額ニ依ルコトヲ得ルモノトス
ト 諸類配給統制規則第三條第一項第二號乃至第四號ノ場合ニ於ケル生産者最高販賣價格ハ五貫以上ノ場合ニ在リテハ本表ニ掲グル價格、五貫未滿ノ場合ニ在リテハ卸賣業者最高販賣價格トス
チ 検査規程ニ依リ馬鈴薯ニ付混玉ノ階級ヲ認ムル場合ノ價格ハ小玉ノ價格ハ小玉ノ價格ニ五錢ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

二、統制機關ノ最高販賣價格(十貫當)

(一) 甘諸最高販賣價格

兵 庫	八月一三月	四月一七月
	三・〇〇	三・五〇

(二) 馬鈴薯最高販賣價格

兵 庫	六月一十一月	十二月一二月	三月一五月
	二・八八	三・二八	三・七八

イ 統制機關ノ最高販賣價格トハ販賣先ノ最寄驛貨車乗渡又ハ最寄港船乗渡荷造包装込ノ價格ヲ謂ヒ、中央卸賣市場渡ノ場合ニ在リテハ本表ニ掲グル價格ニ十五錢以内ニ於テ實費ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

ロ 道府縣ノ検査ニ依リ種子用タル表示アルモノノ統制機關ノ最高販賣價格ハ本表ニ掲グル價格ニ甘諸ニ在リテハ一圓ヲ馬鈴薯ニ在リテハ二圓ヲ加算シタル額ニ依ルコトヲ得ルモノトス
ハ 諸類配給統制規則第十條ニ依リ農林大臣ノ指定スル物品ノ製造原料用ノモノノ統制機關ノ販賣價格ハ十貫當二圓八十錢ノ範圍内ニ於テ農林大臣ノ承認ヲ受ケタル價格ニ依ルコトヲ得ルモノトス
ニ 本表ノ道府縣名ハ販賣先タル道府縣ヲ謂フモノトス

三、卸賣業者最高販賣價格及小賣業者最高販賣價格

(一) 甘諸最高販賣價格

兵 庫	八月一三月	四月一七月
	三・三四	一・八七

(二) 馬鈴薯最高販賣價格

兵 庫	六月一十一月	十二月一二月	三月一五月
	三・二一	三・六三	四・一六

卸賣業者最高(十貫當) 小賣業者最高(十貫當)

兵 庫	六月一十一月	十二月一二月	三月一五月
	三・二一	三・六三	四・一六

イ 卸賣業者最高販賣價格トハ卸賣業者ノ店先又ハ倉庫渡包装

込ノ價格ヲ謂フ、小賣業者ノ最高販賣價格トハ小賣業者ノ店先渡價格ヲ謂フ
ロ 卸賣業者ガ裸ノ儘販賣スルモノノ價格ハ本表ニ掲グル價格ヨリ三十錢ヲ控除シタル額ニ依ルモノトス
ハ 道府縣ノ検査ニ依リ種子用タル表示アルモノノ卸賣業者最高販賣價格ハ本表ニ掲グル卸賣業者最高販賣價格ニ付甘諸

(三) 果樹類苗木及同砧木

(農林省告示第八百五十六號 昭和十六年十一月十九日)

ニ在リテハ一圓ヲ、馬鈴薯ニ在リテハ二圓ヲ加算シタル額ニ依ルコトヲ得ルモノトス
ニ 本表ノ道府縣名ハ販賣先タル道府縣ヲ謂フモノトス
四、地方長官農林大臣ノ承認ヲ受ケ本表價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ額ヲ指定シタル場合ハ本表價格ハ之ヲ適用セズ

一、苗木

種類	品名	生産者最高販賣價格	販賣業者最高販賣價格
柑橘	一、温州蜜柑		
	(一) 一年生	12.00	18.10
	(二) 二年生	11.00	16.20
	(三) 三年生	10.00	15.30
	(四) 四年生	9.10	14.40
	二、其ノ他ノ柑橘		
	(一) 一年生	10.00	16.00
	(二) 二年生	9.00	15.10
	(三) 三年生	8.00	14.20
	(四) 四年生	7.10	13.30
梨	西洋梨及支那梨	15.00	19.10

柿	其ノ他ノ梨	13.00	16.90
梅	御所、次郎、百目	15.00	19.50
桃	其ノ他ノ柿	13.00	16.90
杏	岡山五百號、岡山早生、興津、久保、金桃、金露、神玉、高倉、白桃、白鳳、馬場、蟠桃、玲瓏、シムス、ダスカン及フィリップ	16.00	20.80
李	其ノ他ノ桃	14.00	18.10
杏	洋李	10.00	14.00
李	其ノ他ノ李	11.00	15.10
葡萄	接木苗	15.00	19.00
葡萄	挿木苗	11.00	14.50
無花果	挿木苗	9.00	12.70

品名	通稱別名	単位	期	間	卸賣最高	卸賣最低	小賣最高	小賣最低
苹果	印度、ゴールデンデリシアス、 ショットウエルデリシアス、 スターキング及リチャード デリシアス				二・〇〇	一・四三〇	二・六〇	一・四〇
枇杷	其ノ他ノ苹果				九・〇〇	二・七〇	二・七〇	二・七〇
栗	支那栗				一〇・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇
櫻桃	其ノ他ノ栗				一六・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇
櫻桃					八・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
櫻桃					八・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
櫻桃					一・五〇	一・九五	一・九五	一・九五

- 一、生産者販賣価格ハ生産者庭先渡又ハ生産者圃場渡價格ニシテ穂木代、精選費及取引慣習ニ依ル包装費並ニ苗木業者及苗木生産組合等ガ生産者ニ對シ支出シタル諸掛ヲ含ミ荷造費ヲ含マズ
- 二、販賣業者販賣價格ハ店先渡價格ニシテ取引慣習ニ依ル包装費ヲ含ミ荷造費ヲ含マズ
- 三、販賣業者一種類又ハ一品種ニ付二十本以内ノ取引單位トシテ販賣スル場合ニ限り一本當ノ價格ニ依ルコトヲ得
- 四、本表ニ掲グル苗木ノ價格ハ一等苗木ノ價格ニシテ二等苗木ノ價格ハ本表價格ノ五割安トス
- 五、道府縣ノ検査又ハ道府縣ノ承認セル團體等ノ検査ニ依リ特等苗木ノ認定ヲ受ケ其ノ證票ヲ添附セルモノノ價格ハ本表價格ノ二割ヲ加算スルコトヲ得
- 六、取引ニ當リ錢位未滿ノ端數ヲ生ジタル場合ハ四捨五入スルモノトス
- 七、地方長官本表價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ額ヲ指定シタルトキハ本表價格ハ之ヲ適用セズ

(十一月二十二日ヨリ施行)

(四) 生花切花及枝物類

農林省告示第七百四十七號
(昭和十六年十一月四日)
昭和十六年一月農林省告示第三號
(昭和十六年十月六日限リ廢止)

品名	通稱別名	単位	期	間	卸賣最高	卸賣最低	小賣最高	小賣最低
イチハツ	(花)	一本(葉付)	二月ヨリ三月迄		八	二	八	二
同	(葉)	一本	其ノ他ノ月		二〇	一〇	二〇	一〇
エゾギク		一本	十一月ヨリ翌年三月迄		一五	七	一五	七
オモダカ		一活	其ノ他ノ月		一五	七	一五	七
オモト(斑入葉、 ダイソウカン)		一活(實付)	十二月ヨリ翌年四月迄		九〇	二五	九〇	二五
同	(其ノ他)	一活(實無)	其ノ他ノ月		五〇	一〇	五〇	一〇
カーネーション		一本	十二月ヨリ翌年三月迄		三〇	一七	三〇	一七
同		一本	四月ヨリ五月迄		八	二	八	二
同		一本	其ノ他ノ月		五	一	五	一
ガノイベラ		一本(葉付)	十一月ヨリ翌年五月迄		七	一〇	七	一〇
同	(其ノ他)	一活	其ノ他ノ月		四	一	四	一
カキツバタ		一活			一八	六	一八	六
カハホネ		一本			一五	六	一五	六
兜		一本			四	六	四	六
スイト・サルタン		一本			三	四	三	四
サルタン		一本			三	四	三	四
ホヒヤグルマ		一本			三	四	三	四
スイトビー		一本(三輪咲以上)			二	四	二	四
同		一本(二輪咲以下)			三	六	三	六

鈴蘭	一本(葉付)	十二月ヨリ翌年四月迄	一〇	二四	バラ	ク	十一月ヨリ翌年五月迄	二五	三
スタチス	一本	十二月ヨリ翌年四月迄	三	四	葉蘭(斑入)	一活	其ノ他ノ月	二〇	一四
ストツク	ク	十二月ヨリ翌年四月迄	一〇	四	同(其ノ他)	ク	其ノ他ノ月	三	四
セラニユーム	一本(枝付)	十二月ヨリ翌年四月迄	三	四	パンバスタラス	一本	其ノ他ノ月	三	四
ダリヤ(小輪)	一本	十二月ヨリ翌年四月迄	三	四	ヒアシンス	ク	其ノ他ノ月	六	六
同(其ノ他)	一本	十二月ヨリ翌年四月迄	三	四	ヒアフギ	ク	其ノ他ノ月	六	六
チュウリツブ	ク	十一月ヨリ翌年四月迄	一六	三	プーバルツア	ク	十一月ヨリ翌年三月迄	六	八
チュベロース	ク	其ノ他ノ月	七	三	ブットレア	ク	其ノ他ノ月	二	三
ツハブキ	ク	十一月ヨリ翌年四月迄	八	二	フリージア	ク	其ノ他ノ月	六	八
天門草	一本	十二月ヨリ翌年二月迄	一	四	辨慶草	ク	其ノ他ノ月	三	四
菜の花	ク	其ノ他ノ月	一	四	ボインセチア	ク	十二月ヨリ翌年四月迄	二七	三
葉鶏頭	ク	十二月ヨリ翌年四月迄	一	四	牡丹(寒牡丹)	一輪(枝付)	其ノ他ノ月	二八	三
花菖蒲(花)	ク	二月ヨリ五月迄	一三	四	同(其ノ他)	ク	其ノ他ノ月	一八	三
同(葉)	一本	其ノ他ノ月	一	四	ホトトギス	一本	十二月ヨリ翌年四月迄	三	四
花牡丹「ケールヲ含ム」	一本	一月ヨリ三月迄	一四	三	マーガレット	ク	其ノ他ノ月	一	二

百合(鐵砲百合)	一輪	十月ヨリ翌年四月迄	一四	二〇	アワモリサウ	アスチルベ	一〇本又ハ一〇枚	二〇	三〇
同(山百合)	一本	五月及九月	五	七	角ノ尾	鐘草			
同(其ノ他)	ク	其ノ他ノ月	五	七	カンパニユラ	蘇鐵			
蘭(オンシジウム)	ク	十一月ヨリ翌年四月迄	七	一〇	ケシ	蘇鐵			
同(カトレア)	一輪	五月、九月及十月	九	一五	ゴデチア	狸々草			
同(カランセ)	一本	其ノ他ノ月	九	一五	ステビア	ステビア			
同(シプリベジウム)	ク	十一月ヨリ翌年四月迄	一〇	一六	タニワタリ	タニワタリ			
同(シンビジウム)	一輪	五月、九月及十月	一〇	一六	千鳥草	ランギク			
同(ソブラリヤ)	一本	其ノ他ノ月	一〇	一六	濱草	ライクスパー			
同(デンドロビウム)	一輪	十一月ヨリ翌年四月迄	一〇	一六	早咲コスモス	早咲コスモス			
同(パンダ)	一本	其ノ他ノ月	一〇	一六	飛燕草	デルヒニウム			
同(フアレノブシス)	ク	十一月ヨリ翌年四月迄	一〇	一六	ペンテステモン	ペンテステモン			
同(レリア)	一輪	其ノ他ノ月	一〇	一六	マリゴールド	萬壽菊			
リアトリス	一本	一月ヨリ三月迄	一五	二〇	リオン	リオン			
リンドウ	ク	其ノ他ノ月	一五	二〇					
ルピナス	ク	其ノ他ノ月	一五	二〇					

アヤメ	一本又ハ一〇枚	一四	三〇
アンセミス			
オミナヘシ			
貝細工			
霞草			
カンズゲ			
キリンサウ			
鶏頭			
シダ類			
シヤス・アジ			
除蟲菊			
醉仙翁			
ストケシア			
千日紅			
天人菊			
虎尾			
ナデシコ類			
ノコギリソウ			
パイオレット			
花大根草			
花輪菊			
ヒメヒマハリ			
百日草			
ジニア			

二、枝物及木物

品名	通稱	單位	期間	卸賣最高格	卸賣最低格
青木	(ベッコウ)	一把(三尺以上)	二本當	一〇	一四
同	(其ノ他)	ク		六	八
アカシア		一把(三尺以上)	二本當	八	一一
アケビ		ク(三尺以上)	二本當	二	二
アデササ		一本	一月ヨリ四月迄	二	二
同	(其ノ他)	ク	其ノ他ノ月	二	二
アララギ		一把(三尺以上)	二本當	三	三
伊吹	(金)	ク(二尺以上)	二本當	三	三
同	(其ノ他)	ク(三尺以上)	二本當	三	三
イワデマリ		ク	十二月ヨリ翌年四月迄	一七	二四
同	(其ノ他)	ク	其ノ他ノ月	一七	二四
ウツギ		ク	一月ヨリ三月迄	一四	一七
同	(其ノ他)	ク	其ノ他ノ月	一四	一七
梅		ク	十二月ヨリ翌年二月迄	九	一〇
同	(其ノ他)	ク	其ノ他ノ月	九	一〇
ウメドキ	(幹付)	ク		八	一〇
同	(其ノ他)	ク		一八	二五
エニシダ	(白花)	ク		二	二
同	(其ノ他)	ク		二	二
エリカ		一本(二尺以上)		一〇	一四

エンコウスギ	(根切)	一把(三尺以上)	二本當	一	二
同	(其ノ他)	ク		一	二
オホデマリ		ク	十二月ヨリ翌年四月迄	二	三
同	(其ノ他)	ク	其ノ他ノ月	二	三
オホヤマレンゲ		一把(三尺以上)	二本當	八	二
海棠	(根付)	一本(三尺以上)	二本當	九	二
同	(其ノ他)	ク	其ノ他ノ月	九	二
柿		一把(三尺以上)	二本當	二	二
同	(其ノ他)	ク	其ノ他ノ月	二	二
カヘデ	(根付)	ク	一月ヨリ四月迄	七	一五
同	(其ノ他)	ク	其ノ他ノ月	七	一五
ガクアチサ	(ガク)	一本	一月ヨリ四月迄	三	四
同	(其ノ他)	ク	其ノ他ノ月	三	四
カクレミノ		一把(三尺以上)	二本當	九	三
カラマツ	(落葉松)	一本(三尺以上)	一月ヨリ四月迄	八	一〇
同	(根付)	ク	其ノ他ノ月	八	一〇
キイチゴ		一把(三尺以上)	二本當	二	三
同	(其ノ他)	ク	其ノ他ノ月	二	三
キヤラ	キヤラボク	ク		四	六
火竹	桃	ク		二	三
ギョク	スナギ	ク		一七	二四
ギョリウ		ク	一月ヨリ四月迄	二	一五

キンカン		一本(二尺以上)		三〇	三〇
クチナシ		一把(三尺以上)	二本當	六	八
栗		ク		四	六
荒神松		一本(一尺五寸以上)		一	二
高野	(根付)	ク(一尺五寸未満)		一	二
同	(其ノ他)	ク		一	二
コデマリ		ク	十二月ヨリ翌年四月迄	七	二四
同	(其ノ他)	ク	其ノ他ノ月	七	二四
コトネアスタト		ク	十二月ヨリ翌年四月迄	九	一六
同	(其ノ他)	ク	其ノ他ノ月	九	一六
コブ		ク	十二月ヨリ翌年四月迄	二	三
同	(其ノ他)	ク	其ノ他ノ月	二	三
五葉松	(根付ヲ含ム)	ク		四	六
サカキ	(マサカキ)	一貫		四	六
同	(ヒサカキ)	ク		四	六
櫻	(八重)	一把(三尺以上)	二本當	三	元

同 (其ノ他)	ク	其ノ他ノ月	二	二
十二月ヨリ翌年三月迄			二	二
其ノ他ノ月			二	二
ザク	ク		二	二
サザンカ	ク		二	二
サシ	ク		二	二
サンシユ	ク	十二月ヨリ翌年四月迄	二	二
シヤクナゲ	ク	其ノ他ノ月	二	二
千	ク		二	二
ソナ	ク		二	二
泰山	ク		二	二
竹	ク		二	二
タチバナモドキ	ク		二	二
茶	ク		二	二
朝鮮	ク		二	二
朝	ク		二	二
デンチヤウゲ	ク		二	二
ツツジ	ク		二	二
同 (其ノ他)	ク		二	二
椿	ク		二	二
同 (ワビスケ)	ク		二	二
同 (其ノ他)	ク		二	二
ツルウメ	ク		二	二
モドキ	ク		二	二

ナ	一本(三尺以上)	一月ヨリ三月迄	二	二
南	天(實付)	一把(三尺以上)	二	二
同 (其ノ他)	ク	其ノ他ノ月	二	二
ニシキギ	ク		二	二
ハナス	ク		二	二
ヒバ	ク		二	二
同 (黄金ヒバ)	ク		二	二
同 (クジヤクヒバ)	ク		二	二
同 (シノアヒバ)	ク		二	二
同 (チャボヒバ)	ク		二	二
ヒヒラギ	ク		二	二
ヒム	ク		二	二
枇	ク		二	二
藤	ク		二	二
ボ	ク		二	二
マサキ	ク		二	二
同 (其ノ他)	ク		二	二
萬吉	ク		二	二
マン	ク		二	二
萬	ク		二	二
蜜	ク		二	二

ミズキ	ク	一月ヨリ四月迄	二	二
同 (ヒメミズキ)	ク	其ノ他ノ月	二	二
ム	ク		二	二
モク	ク		二	二
木蓮	ク		二	二
桃	ク		二	二
同 (其ノ他)	ク		二	二
ヤ	ク		二	二
柳	ク		二	二
山	ク		二	二
雪	ク		二	二
ユリ	ク		二	二
吉	ク		二	二
ラ	ク		二	二

林生梅 ニハウメク
 ロウバイク
 若松ク
 二、木物種一本
 一 本表價格ハ取引慣習ニ依ル一等品以上ノモノノ價格ニシテ
 其ノ他ノモノニ在リテハ各々取引慣習ニ依ル格差ヲ附シタ
 ル價格トス
 二 本表價格ハ取引慣習ニ依ル水揚、整枝及結束等ノ調整並ニ
 包装ニ要スル費用ヲ含ムモノトス
 三 一把單位ノモノノ一把ノ價格ハ其ノ一本當價格ニ一把ノ本
 數ヲ乗ジタルモノトス
 四 本表ニ掲グル長サハ卸賣當時ニ於ケルモノニシテ其ノ長サ
 以下ノモノノ價格ハ長サ一尺又ハ一尺未滿ヲ減ズル毎ニ二
 割減トス
 前項ノ外一把ノ長サトハ結束セルマ、ノ長サヲ謂ヒ一把内
 ノ長短ノ組合セハ取引慣習ニ依ルモノトス
 五 一本又ハ一把ヲ分割販賣スル場合ニ於テハ分割シタルモノ
 ノ販賣價額ノ合計ハ分割前ノ販賣價額ヲ超ユルコトヲ得ズ
 六 本表價格ハ特ニ明示セザルモノト雖取引慣習ニ依ル花付、

- 實付及苦付等含ムノトス
- 七 取引ニ當リ錢位未滿ノ端數ヲ生ジタル場合ハ四捨五入スルモノトス
- 八 本表ノ「木物」トハ樹齡、樹姿其ノ他ノ形狀ヨリ見テ古木物トシテ取引セラル可キモノヲ謂フ
- 九 本表價格ハ東京市、大阪市、京都市、横濱市及神戸市ニ於ケル價格トス
- 三、佛花及供花類
- 佛花及墓花 (大) 一把切花及枝物等(六本以上)
- 佛花 (小) 一把切花及枝物等(四本以上)
- 小賣最高價格 一〇、五

(五) 蔬 菜 種 子

種 類	品 種	生産者	庭先 卸賣價	小賣價格	摘 要
だいこん	宮重、聖護院 練馬、美濃早生 時無、龜井戸 其ノ他	宮重	一五〇	一八〇	一〇
		練馬	一七〇	二〇〇	一〇
		時無	一八〇	二一〇	一〇
		龜井戸	二〇〇	二三〇	一〇
		其ノ他	二二〇	二五〇	一〇
		宮重	二四〇	二七〇	一〇
		練馬	二六〇	二九〇	一〇
		時無	二八〇	三一〇	一〇
		龜井戸	三〇〇	三三〇	一〇
		其ノ他	三二〇	三五〇	一〇

種 類	品 種	生産者	庭先 卸賣價	小賣價格	摘 要
かぶ	小 燕 其ノ他	小	四〇〇	四八〇	一〇
		燕	一五〇	一八〇	一〇
		其ノ他	二〇〇	二四〇	一〇
		三寸種、五寸種	五〇〇	六〇〇	一〇
		國分(總テ毛除)	六〇〇	七〇〇	一〇
		三寸種、五寸種	一〇〇	一二〇	一〇
		國分(總テ毛付)	一五〇	一八〇	一〇
		三寸種、五寸種	二〇〇	二四〇	一〇
		國分(總テ毛付)	二五〇	三〇〇	一〇
		金時(毛付)	三〇〇	三五〇	一〇

(農林省告示第四百六十號)
昭和十五年十月五日ヨリ實施

- 同 供 花 類 (各種) 一基又ハ一籠
- 一 本表ノ供花類トハ葬儀用又ハ神佛儀式用等ノ竹筒入生花、桶入生花及籠入生花並ニ竹筒入サカキ及竹筒入シキミ其ノ他之ニ類スルモノヲ謂ヒ、本表價格ハ取引慣習ニ依ル材料費、容器代及製作費等ヲ含ムモノトス
- 二 本表ノ單位中一本トハ切花及枝物ノ一本及之等ヲ分割セル一枝等ヲ謂フ
- 三 本表價格ノ範圍内ニ於テ地方長官別段ノ額ヲ定メタル場合ニ於テハ本表價格ハ之ヲ適用セズ (十月七日ヨリ施行)

種 類	品 種	生産者	庭先 卸賣價	小賣價格	摘 要
なす	桂種、東京早生 其ノ他	桂種	二〇〇	二四〇	一〇
		東京早生	二二〇	二六〇	一〇
		其ノ他	二四〇	二八〇	一〇
		結球白菜	二六〇	三〇〇	一〇
		不結球白菜	二八〇	三二〇	一〇
		體菜、小松菜	三〇〇	三四〇	一〇
		高 菜	三二〇	三六〇	一〇
		京 菜	三四〇	三八〇	一〇
		其ノ他	三六〇	四〇〇	一〇
		中野種、野崎 種、三年子 其ノ他	三八〇	四二〇	一〇
つけな	日本種丸種 洋 種	日本種丸種	四〇〇	四四〇	一〇
		洋 種	四二〇	四六〇	一〇
		ほうれんそう	四四〇	四八〇	一〇
		日本種針種	四六〇	五〇〇	一〇
		其ノ他	四八〇	五二〇	一〇
		かんらん	五〇〇	五四〇	一〇
		種、三年子 其ノ他	五二〇	五六〇	一〇
		ちしや	五四〇	五八〇	一〇
		しゆんぎく	五六〇	六〇〇	一〇
		みつば	五八〇	六二〇	一〇

- つるな
- せるりー
- ばせりー
- しそ
- ねぎ
- たまねぎ
- えんどう
- そらまめ
- いんげん
- さむげ
- 食用びーと
- おくら
- 一 生産者庭先渡販賣價格及卸賣價格ハ包裝費及荷造費ヲ含ミ小賣價格ハ包裝費ヲ含ム
- 二 小賣價格ニ付五合以上ヲ取引ノ單位トシテ販賣スル場合ハ一升當價格ニ依リ五合未滿五勺以上ヲ取引ノ單位トシテ販賣スル場合ハ一合當價格ニ依リ、五勺未滿一勺以上ヲ取引ノ單位トシテ販賣スル場合ハ一勺當價格ニ依ル但シ錢位未滿ノ端數ハ四捨五入トス
- 三 小袋一袋當價格ハ一袋當内容量〇・四勺ノモノノ價格トス農事試驗場、農會又ハ採種組合ニ於テ利用又ハ採種スル原種又ハ一代雜種ニハ本表價格ヲ適用セズ

(六) 花卉球根及花卉類苗

(農林省告示第六百三號) 昭和十五年十二月ヨリ實施

一、花卉球根

種類品種
 生産者
 庭先
 販賣
 格一
 球當
 卸賣
 一價
 格
 小賣
 一價
 格
 一球當ノ球周

シチーオブハーレム	四	五	八〇	三寸六分以上
ザーネンブアルグ				
チユープリリアント				
ホワイットパト				
ルキンガジョーシ				
ウヰリアムビツ				
リオンデ				
バリーチゴ				
プリンセスエリザベス				
ビクトアードオリビエラ				
アフターダイン				
シルバークロ				
プロフェツサー				
ローエンホーフ				
ジャイヤアン				
ミセスファンコムサンダース				
プリンストンネザール				
アード				
セーネ				
アード				
三				
四				
六〇				
三寸六分以上				

其ノ他ダーウ井ン種	二〇	三	四五	三寸六分以上
早咲一重種	四	五	八八	三寸三分以上
早咲八重種	五	七	一一〇	ク
コツテージ種	三	四	六〇	ク
トライアンフ種	四	五	八〇	三寸六分以上
メンデル種	三	四	六〇	ク
ブリダール種	三	四	六〇	ク
ヒヤシンス				
パードロット種	六	八	三〇	三寸三分以上
百合咲種	四	五	八〇	ク
アイデアルダーウ井ン種	四	五	八〇	ク
ダツチ種	五	七	一〇〇	三寸六分以上
同	九	二〇	一八〇	四寸以上
同	二	一七	二四〇	四寸五分以上
同	一	一八	二八〇	五寸以上
同	一	二〇	三〇〇	五寸五分以上
ローマン種	四	五	八〇	五寸以上
紫桃赤色種	二	三	四〇	四寸以上
紫桃赤色種	二	三	四〇	四寸以上

黄白色種	三	四	六〇	ク
黄白色種	三	四	三〇	五寸以上
其他種	三	三	三〇	四寸以上
其他種	三	三	五〇	五寸以上
グラジオラス				
ミューン				
ドクターペンネツト				
ゴールデンドリム				
スカールレットプリンセプス				
ジョーコールマン				
アムステルダム				
ミセスシツソン				
ミセスナツドソン				
エグゼレン				
ベリグレン				
ブリンズ				
レツクスアレンダ				
スカレットマツダ				
シユワインダ				
サンシャインダ				
カヤアントン				
モロコ				
ゲルハツサ				
ポールハツサ				
アールハツサ				
メーナ				
二〇				
一四				
二〇				
三寸以上				

ホワイトフェザ	一〇	一四	二〇	三寸以上
ブレックオデ				
ピンクフェボリツト				
コロネーション				
アルバートローズ				
ドクターネルソンショツク				
コンマンダケール				
フレイミングスオード				
ミセス、イ、エ、ハミル				
メードオブオール				
アンキングアール				
オレンヂワンダ				
ポラアイ				
バグダツト				
ミューン				
シュウベンガール				
グラフツシュッペン				
アダレ				
アンニロー				
シユトロー				
ビュートイウエー				
三				
四				
二七				
四〇				
三寸三分以上				
五三				

ア マ カ ド ロ ル ス	二五	三〇	三〇	三〇
ド ク タ ム ド ユ ル	二七	三七	四〇	三寸三分以上
ド ク タ ム ド ス ビ イ ル	二七	三七	四〇	三寸三分以上
フ ア ン ニ ク ロ ス ビ イ				
フ ラ ン ツ シ ユ イ ベ ル				
ゴ ー ル デ ン ゴ ッ デ ス				
ゴ ー ル デ ン チ ヤ イ ム				
カ ー ラ フ ツ エ ツ ペ リ ン				
ミ ス ハ リ オ ツ ト				
サ ル ベ ツ ク ス オ ー キ ッ ド				
ス プ レ ー オ ブ ゴ ー ル ド				
シ ヤ ー リ ー テ ア ル ド				
ス タ ツ ト ガ ル テ ア ル				
バ ガ ボ ン ド フ リ ン ス				
ウ エ ル テ ン ベ ル ギ ア				
其 ノ 他 ノ 春 植 種	六	八	一五	三寸以上
コ ル ビ リ ア ル バ	四	六	一〇	一寸六分以上
コ ル ビ リ ル ア ラ	五	七	一〇	一寸六分以上
大 正 ナ ナ ス	四	六	一〇	二寸三分以上
コ ル ビ リ エ ロ ー	一〇	一四	二〇	一寸六分以上
ヘ ラ ル ド	一〇	一四	二〇	二寸以上
ブ ロ ー ソ ン	三	四	一〇	二寸三分以上
ワ ツ ト ソ ニ ア	一〇	一四	二〇	四寸三分以上
ビ ー チ ア ル ツ サ ム	二	三	〇・五	二寸以上

其 ノ 他 ノ 秋 植 種	二	三	〇・五	ク
カ ク タ ス 咲 種	二五	三〇	三〇	
ビ オ ニ ー 咲 種	二〇	二八	四〇	
デ コ ラ チ ー ア 咲 種	二五	三〇	三〇	
シ ョ ー ア 咲 種	五	七	一〇	
ボ ン ボ ン 咲 種	五	七	一〇	
其 ノ 他	二	三	〇・五	
カ ン ナ	六	八	一〇	
白 色 種	四	五	八	
桃 色 種	三	四	六	
赤 色 種	三	四	六	
其 ノ 他	二	三	〇・五	
ア マ リ リ ス	七	一〇	一四	六寸六分以上
九 辨 種	二	三	〇・五	七寸以上
同	二	三	〇・五	七寸以上
同	二	三	〇・五	八寸以上
同	二	三	〇・五	九寸以上
同	二	三	〇・五	九寸以上
同	二	三	〇・五	六寸六分以上
同	二	三	〇・五	七寸以上
同	二	三	〇・五	八寸以上
同	二	三	〇・五	八寸以上
カラ ヂ ユ ー ム	七	一〇	一四	六寸六分以上
同	二	三	〇・五	七寸以上
同	二	三	〇・五	七寸以上
同	二	三	〇・五	七寸以上
同	二	三	〇・五	七寸以上
同	二	三	〇・五	七寸以上
同	二	三	〇・五	七寸以上
同	二	三	〇・五	七寸以上
同	二	三	〇・五	七寸以上

ス イ レ ン	一〇〇	一四〇	一〇・〇	
名 稱 付 ノ モ ノ	五〇	七〇	一〇・〇	
其 ノ 他				
水				
房 咲 種	一〇	一四	二〇	三寸六分以上
大 ラ ッ バ 咲 種	七	一〇	一四	ク
小 ラ ッ バ 咲 種	八	一二	二〇	三寸三分以上
口 紅 咲 種	六	八	一〇	二寸三分以上
八 重 咲 種	五	七	一〇	三寸三分以上
支 那 種	五	七	一〇	七寸以上
其 ノ 他	二	三	〇・五	
百 合				
早 生 鐵 砲	四	五	八〇	五寸以上
晩 生 鐵 砲	五	七	一〇〇	ク
鹿 ノ 子 白 花 種	一〇〇	一四〇	一〇〇	ク
黄 花 種	三	四	六	ク
赤 花 種	四	五	八	ク
山 百 合	三	四	六	ク
天 蓋 一 重 種	三	四	六	ク
ス カ シ 百 合	四	五	八	三寸三分以上
千 草 日 ノ 出	五	七	一〇	ク
金 武 扇	五	七	一〇	四寸五分以上
大 正 ス カ シ	三	四	六	五寸以上
其 ノ 他	四	五	八	

フ リ ー ジ ヤ	四	六	一〇	一寸三分以上
レ フ レ ク タ ア ル バ	七	一〇	一五	ク
其 ノ 他				
エ キ シ ヤ	五	七	一〇	ク
レ ナ ン キ ユ ラ ス	四	六	一〇	三分五厘以上
ク ロ ツ カ ス				
名 稱 付 ノ モ ノ	一〇	一四	二〇	二寸以上
其 ノ 他	六	八	一〇	ク
ア ネ モ ネ				
セ ン ト ブ リ ヂ ツ ト	二	三	〇・五	一寸以上
實 生 ノ モ ノ				
二 年 生 ノ モ ノ	五	七	一〇	
(吹 詰 咲 種)				
其 ノ 他	四	七	一〇	
ア イ リ ス	一〇	一四	二〇	二寸六分以上
ダ ツ チ 種 ブ ル オ ー シ ョ ン	二〇	二八	四〇	ク
キ ヘ テ リ ヤ				
イ ン グ リ ツ シ ユ 種	一〇	一四	二〇	二寸三分以上
テ ン ジ タ ナ 種	一〇	一四	二〇	三寸三分以上
混 合 種	七	一〇	一五	二寸以上
其 ノ 他	一〇	一四	二〇	ク
ト リ ト ニ ア	五	七	一〇	一寸三分以上
ム ス カ リ ー	五	七	一〇	一寸以上
オ ニ ッ ガ ラ ム	二	三	四	三寸六分以上
五 五				

果皮 一〇〇匁
砂糖 四〇
食紅 少々

4、梅シヤム 過熟程度の柔くなつたものを用ひ、熱湯の中に約五分間浸したる後手で揉みつぶし種子を除き、果肉の重量に對し十五割の砂糖と極少量の重曹を加へて煮つめる。

總原料量の九割二分止りに仕上げます。

二、果實シラップの製法

夏季清涼飲料としてシラップの需要は頗る多いものですが、人工合成品は營養的には殆んど無價値のものでありますから、各家庭で果實から滋養と風味に富む果蜜を作つて使用したいものです。

シラップに適する果實は苺、葡萄、柑橘、林檎、梅等で製法は比較的簡單です。

何れの原料もよく熟したるものを用ひる。蜜柑類は剥皮して中の囊を取り出し、苺、葡萄等は果梗を除いて、瀬戸引鍋に入れ、攝氏七〇度位に熱し、果皮中の水分を吐き出させてから麻袋で果汁を搾り出し、次の割合に砂糖を加へ軽く煮て溶かします。

温州蜜柑	果汁	砂糖	酒石酸
夏 橙	果 汁		
	一・〇〇	三〇〇匁	一
		四〇〇	

葡萄 一・〇〇 四〇〇 二匁
苺 一・〇〇 三〇〇 二匁

かくして出来上つた果蜜をフランネルの類にて濾過した後、瓶につめ湯の中に立て、攝氏七〇度で三十分間殺菌し、栓を固く挿しチャン又は蠟にて密封して置く。

三、干菓子（七〇）の製法

馬鈴薯澱粉と砂糖とおろした山の芋で練つて作られる自家用の菓子で、全然火も水も用ひず最も簡單に出来きます。

馬鈴薯澱粉	三〇匁
白 砂 糖	二〇
山 の 芋	一〇

右の割合で砂糖を豫め篩にかけて塊を除き、澱粉とよく混ぜ合せて置き、次に山の芋をおろしにかけて出来るだけ細かくすりつぶし、之に砂糖と澱粉を少しづゝ入れてよく練り合せる。

適當の粘度に練れたとき、サイダー瓶の類で板の上に押し擴げ、一、二分の厚さに延べ色々の形の抜き型にて切り抜き、蔭乾にして固まらせる。抜き型がなければ、庖丁で適當の大きさの短冊形に切つてもよい。

練り合せる際、赤・青・黄等の食用染料を用ひて着色し、その色毎にレモン、オレンジ、イチゴ等のエッセンス又は薄荷を少量づゝ加へてそれゝ味を變へると、一層面白いものが出来

ます。

馬鈴薯澱粉は市販の謂ゆる片栗粉でよいのですが、屑馬鈴薯でもあれば、おろしで漉りつぶして之を水に浸しその中の澱粉を沈澱させ、更に數回水洗してアクを抜け、純白な市販のものとならぬ片栗粉が容易に出来きます。

四、トマトソース

トマトのよく熟した果を用ひ約十分間煮て毛篩で裏漉しにかけ、果皮と種子を除去して得た果汁をトロ／＼の程度（三分の一に）に煮つめたものが謂ゆるトマトソース（ビニール）です。

このまゝでも色々の調理に用ひられますが更に種々の香味料を加へて味つけたものがトマトケチャップで、一般の家庭に廣く用ひられるものであります。

この味つけ法の最も簡單なものは、適宜の食鹽と砂糖と酢を加へただけでもよろしいが、左の調合法を一例として擧げて置きます。

トマト果汁	一 升	胡 椒	〇・七 匁
食 酢	〇・〇二	玉 葱	六〇・〇
肉 桂 粉	〇・三		
食 鹽	三・〇		
砂 糖	三・〇		

先づ玉葱を小さく刻み木綿袋に入れ、之を煮つめる鍋の中に吊して置いて煮熟せしめ裏漉しにかけて一緒に煮つめる。その他の調味料は果汁が相當煮つまつたとき混入し、酢は充分に煮つまつた頃注入し更に十分間煮沸して仕上げます。

殺菌法は瓶につめて湯の中に立て二三十分間煮沸して栓をなし、チャン又は蠟にて密封し、鍋に入れたまゝ放冷するので

五、蔬菜ビツクルの製法

ビツクルといふのは、色々の野菜を丁度らつきよう漬の様に取扱つて酢漬にしたものでありますが、その特色とでもいふべきはトマトの青果と玉葱を原料に供用することです。その他に大根、蕪菁、人参、胡瓜、白瓜、南瓜、準人瓜、唐辛、花椰菜、昆布等を適宜加へると色彩の配合はいふまでもなく、各固有の風味を持つた面白い漬物が出来きます。

右の諸材料を適當の大きさに刻み、水一升到食鹽一合の割合の鹽水に二三日漬けて適度の鹽味をつけ甘酢の中につけ込むので

甘酢は一合の酢に三十匁位の砂糖を溶かし軽く煮てから用ひ

ます。冷涼の時節に漬け込んだものは長く貯蔵することが出来ませんが暑期に作ったものを貯蔵するには殺菌する必要があります。

殺菌法は、大體果實シラップの場合と同様に取つてよろし。

六、大根蕪菁のからし巻製法

成るべくキメの細かい聖護院大根、聖護院蕪菁等を用ひ、成るべく薄く四角形に削りその薄片を鹽水に一、二時間乃至一夜間浸して鹽味をつけ、且つしなやかにして置いて別に練つて置いたからしを之に巻き込み昆布の細紐で結び、甘酢に浸せば直ぐ使用することが出来ます。

七、柿の簡易澁抜き法

柿の澁抜き法は炭酸瓦斯の利用が最も科學的で確實です。

柿を密封の出来る瓶又は樽の中に詰め、その底に豫め一定量の重曹を入れて置き、之に醋酸を注いで瓦斯を發生させ蓋をして密封するのです。

四、五日乃至一週間で完全に澁が抜けます。

藥品の用量次の如し。

- 五立瓶 重曹一五瓦(四匁) 氷醋酸一三銖(盃一杯)
- 一斗樽 重曹一三匁 同 二勺



葉牡丹の栽培法

園藝試作場

武

田

繁

人

葉牡丹は我が國本來の植物ではなく、佛國中北部の原産であつて、十字科に屬する耐寒性の草花である。十一月から正月にかけて、拘合せる葉は美しい色彩を現し、正月の床飾りには欠くことの出来ない草花で、盛花、花籠或は寄植の材料として其の用途は可成廣い。殊に冬花壇の寄植には、唯一の材料であつて、春花壇にも勝る美しさがあるものである。

色彩は主として、赤、白、紫等であるが、一般に好まれる色彩は赤、白系統のものであつて、紫系統のものは蔬菜に近き嫌味があり余り喜ばれて居ない。

葉牡丹は色彩鮮明にして大きく、且葉の上面良く揃ひ、心部の突出或は凹状を呈しないもの、又四方に平等に開葉し、葉縁の縮みは均等なものが優良品である。

葉牡丹は弘化年間和蘭人に依つて傳へられたものらしく、其の後の栽培状況は筆者に分らないが、産地として名高い名古屋では數十年前から栽培をして居るとのことである。當場では系統選抜の目的で、昭和十一年に名古屋より種子を求め爾後毎年採種を行ひ、栽培をして居るが、近年は産地のものに比較し

庭公園、花壇、設計及植栽

旭 植物園

園主 中西 菊 園
兵庫縣川邊郡山本
振替大阪二五六一番
電話山本局一五六番
私書函山本局五二番

花卜植木

陽春園植物場

兵庫縣川邊郡山本
電話山本局三七番
私書函山本局六番

幸樂園

庭園用樹
街路用樹
觀音竹
阪上重夫

兵庫縣川邊郡長尾村山本
電話山本二五番甲
電話山本二五番乙
住宅用 營業用

聊の遜色もなきものを見て居る。

筆者は始めて栽培される方の爲、拙文を顧みず、其の栽培の要點だけ記し、大方の御参考にでもなれば甚だ光榮に思ふ次第である。

種子の粗雑なる理由

現在栽培されて居る葉牡丹は、色彩に於ても形態に於ても千態萬様と言ひたい位に交雜して居る。

之は十字花植物の通性である交雜し易い性質があること、一つは自家不稔性が高いと言ふことに起因するものであつて、葉牡丹には未だ純系と言ふものはない。即ち自花受精を行はしめる場合は甚だ結實が悪く、到底多量の種子は望めず、従つて多量の種子を得るためには、自然他花受精をなさしめなければならぬ。御承知の通り他花受精を行ふ場合には、同一品質のものを多數選抜しなければならぬが、之又相當困難を感じることであつて、自然數の中には不良母本も混り、結局結實した種子は粗雑なものしか出来ないと言ふ譯である。現在の栽培用

種子は、大體同一品質のものが揃つて出来れば、それで満足すべき状態であるから、そこで筆者は自家採種を御進めしたい。自家採種は品質が劣變し、一般からは出来ないもの、様に信ぜられて居るが、母本の選擇にさへ注意すれば充分満足を得られるものである。又之が最も安全な方法ではないかと思はれる。

播種及假植

葉牡丹は切取つて砂中に挿入すれば、容易に發根するものであるが、普通は實生法に依つて繁殖を行つて居る。播種期は、六月中旬より七月中旬迄が適期であつて、これより遅れる場合は、生育期間が短い爲、立派なものを作ることが出来ない。以前は古種子(昨年採種)を使用し、春四月頃に播種して居たが、今日では採種と稱し、採種せる種子を直に苗床に蒔ける方法をとつて居る。採種は定植期が八月中旬以後になる爲、前作が出来、土地を集約的に利用することが出来る上に、又色彩も鮮明に現れる利益がある。

播種法は、生ず幅四尺、長さ適宜の平床を作り、薄く下肥(二倍液)を施して表面を掻き均らし、細竹を使用して深さ一分内外の溝を印し、之に種子の接觸しない様に蒔き付けるのである。種子を下げば板を以て軽く其の上を鎮壓し、砂又は土を五厘乃至一分の厚さに被せ、如露で充分灌水をして、藁を覆ひ發芽を待つのである。

定植後の管理

肥料は作畦の時施すべきであるが、前作の關係上定植迄の日數短き爲に活着後株間に大豆粕、木灰等を施し、之を以て元肥の代用とし、其の後九月下旬十月中旬の二回に下肥を追肥として施せば充分である。尙色彩の現れる頃、肥料切れをして葉の伸長の一時衰へることがあるが、この時は硫酸アンモニアの水溶液(水一斗に對し二〇匁)を施せば回復するものである。

斯くして發育が旺盛になれば、葉も廣大となり莖も太くなつて来る。此處に於て發育を抑制する意味で、十月頃徒長的傾向のある株の葉を數枚摘葉してやる。斯くする時は、殘された葉も徒長することなく密生し、莖も肥大しない様になる、其の後發育に應じ一、二回同様に摘葉をなせば形は正しく、又莖が滑かに美しくなるものである。

其の他の管理としては、時として暴風に會ひ倒伏することがある。斯る時は直に起して支柱を立なければ莖は曲つて觀賞價値は全くなくなつてしまふ。

尙紋白蝶の幼蟲(青蟲)夜盜蟲、蚜蟲等が葉を食害するものであるから、朝夕必ず一巡して捕殺驅除してやらなければならぬ。特に降霜時になると、縞葉の心部に夜盜蟲が深く潜伏して居るから注意を要する。

採種方法

播種後三、四日もすれば發芽を始めるから、藁等の被覆物は速に取除き、充分光に當て、苗の徒長しない様に注意しなければならぬ。甲折葉が展開すれば、適宜に間引を行ひ株間を廣めてやるが、本葉一、二枚も出れば葉は重り合ふ様になるから、この時移植を行ふ。

移植は根群の發達を良好にし、植を傷を少なくする効があるが、其の反對に生長を甚だ遅らすと言ふ缺點もあるため、假植の回数は頻繁に行ふ必要はなく、二、三寸距離に一度行へば充分である。移植後は直に灌水し、一、二日間は日光の直射を避けることが肝心である。

定植

葉牡丹の好適する土質は、壤土であるが、排水の不良ならざる限り如何なる土質にても差支へない。定植は下種期に依り異たるも、本葉八、九枚に達すれば定植してよい。先ず葉牡丹の收穫後、直に麥を下種する様に作畦し、生育中庸にして、縮葉多く稍丸味を帯びて緊つたものを選び、葉柄の太く短きもの、葉が菜葉の如くにして生育の良好なるものは除き、株間一尺五寸に定植する、定植の時期は晴天の日中を避け降雨後、夕方又は曇天の日に行ふ様にしなければならぬ。而して定植に當り水分の發散を防ぐため、下葉一、二枚の葉柄を残して摘除する人もあるが、過乾の折柄一理あると思はれる。

押し迫つた年の暮、牡丹の様に美しくなつて来ると母本の選擇が始る。先づ採種方法であるが、普通行はれて居るものは、母本選り採種と、萌芽採種である。母本選り採種とは、葉牡丹の具備すべき全部の條件にかなつた優良品のみを集め、採種する方法で、後者は莖を地上五、六寸にて切断し、字の如く萌芽を發生せしめて採種するものである。之は結實が稍遅過ぎるため翌年の播種用にしかならぬ缺點があつて、今日行はれて居るものは前者である。

採種園

嚴寒の候であるから採種園は日當り良く、而も寒風の避け得られる所、亦前に述べた如く自然交雜のし易い植物であるから、附近に十字花植物の絶對にない場所を選定しなければならぬ。土質は霜柱のため倒伏することもあるため、最も排水の良好なる壤土、又は稍粘重な土質が宜しく、畦巾三尺長さ適宜の畦を作り寒風を防ぐため西、北側に高さ二尺五寸の藁圍をなす。尙霜除けの設備があれば申分はない。

先づ優秀なる母本の選擇が終れば、根を損傷せしめない様丁寧に掘取り、豫め用意せる採種園に株間一尺五寸乃至二尺の間隔に移植をなす。この際注意しなければならぬことは、各系統を一ヶ所に定植しないことである。當場に於ては採種網を使用しない場合は、少く共二町を離して移植して居る。従つて

志染村	山上幸太郎	鴨川村農會	常見光雄	上莊村國包	萩原久藏	室律村	三木榮次郎
同	加古高治	來住村農會	大西範一	同 見土呂	神出傳三郎	同	家正三
同	大原坂藏	多可郡	長井經治	阿彌陀村地德	上莊村農會	御津村	仲村秀二
同	岡本祐行	西脇町	原田繁吉	會根町古屋町	富士原梅吉	余部村	大西睦男
同	竹內愛三郎	同	原田太吉	的形村假屋	音瀬外吉	掛保村	金谷津郎
同	市原資久	日野村	藤原賢二	同	寺岡龜次	香島村	前田政一
加東郡農會	永井正一	同	宇野賢二	同	山本觀次	新宮町	新宮町農會
同	橫山武茂	同	同	同	福來與三松	越部村	平瀨俊一
同	藤原武男	同	同	同	山本觀次	神岡村	內海康雄
同	藤本忠男	同	同	同	前畑廣太郎	同	佐見津重作
同	農本忠會	同	同	同	田中又治	同	富井胡吉
加茂村農會	奧田太郎	同	同	同	同	同	清水武一
瀧野町農會	渡邊正三	同	同	同	同	同	村上圭三
河合村農會	渡邊正三	同	同	同	同	同	西田圭三
市場村農會	渡邊正三	同	同	同	同	同	森川圭三
小野町農會	丸山貞男	同	同	同	同	同	同
大部村農會	勝取隆雄	同	同	同	同	同	同
福田村農會	今西定市	同	同	同	同	同	同
下東條村農會	松本修司	同	同	同	同	同	同
中東條村農會	松本修司	同	同	同	同	同	同
上東條村農會	松本修司	同	同	同	同	同	同
米田村農會	岩谷次男	同	同	同	同	同	同
上福田農會	岩谷次男	同	同	同	同	同	同

大津村 網千町 室津村 朝來郡 東河村

大津村	次田基尚	片岡圓治	藤原與八郎	藤原兵藏	衣川清市	夜久常右衛門	島山國太郎	日下部高之助	足立重藏	稻津直三郎	稻津忠次	島山佐藏	山崎町農會	城下村農會	戸原村農會	安師村農會	富栖村農會	河東村農會
-----	------	------	-------	------	------	--------	-------	--------	------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

氷上郡

葛澤村農會	神野村農會	神戶村農會	染河内村農會	三方村農會	繁盛村農會	西谷村農會	奥谷村農會	千種村農會	三河村農會	土萬村農會	菅野村農會	柏原村農會	成松町農會	佐治町農會	黒井町農會	上久下村農會	久下村農會	小川村農會	和田村農會	沼貫村農會
-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------

葛野村農會	幸世村農會	芦田村農會	神樂村農會	遠阪村農會	竹田村農會	前山村農會	吉見村農會	鴨庄村農會	美和村農會	春日部村農會	大路村農會	國領村農會	船城村農會	生郷村農會	新井村農會	石原昌太郎	中澤固次郎	前田政治	上田嘉吉	伊田新七	上木權二
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	------	------

佐野町 同

平岡久市	岡村熊藏	一瀬伊代一	片山初一	月江友一	尾田儀太郎	和田林二郎	尾崎常吉	門田きぬ	甲田勉	新田平三郎	宮本長太郎	逢坂常藏	南野耕三	宮坂茂三郎	寺西茂八	古地伊之吉	村上德一	古地律夫	石岡由太郎	森岡清作	鹽崎義民	平岡彌作	向田文藏
------	------	-------	------	------	-------	-------	------	------	-----	-------	-------	------	------	-------	------	-------	------	------	-------	------	------	------	------

同同同同同同同 假屋町

西鼻 萬次郎 同 同
淺田 政義 同 同
宮城 達昌 同 同
原田 武夫 同 同
池田 久功 同 同
武岡 美功 同 同
味岡 貞市 同 同
砂岡 貞一 同 同
平岡 伸一 同 同
岡松 由太 同 同
廣田 直吉 同 同

鳥飼村 栗井正逸
栗井茂 栗井正逸
船瀬茂 栗井正逸
秋田安 栗井正逸
森野邊實 栗井正逸
末政清一 栗井正逸
天造富平 栗井正逸
高木定彦 栗井正逸
計 六二九人
尚本名簿は會費の納入済のみ記載したものです

昭和十七年一月二十日印刷
昭和十七年一月二十五日發行

園藝叢書統制編

品賣非

編輯印刷 喜田 奎 雄
發行人 喜田 奎 雄
神戸市兵庫區切戸町三九
印刷所 井浪 印刷所
神戸市兵庫區切戸町三九
印刷人 井浪 律
發行所 兵庫縣園藝會
神戸市神戸區下山手通四丁目
兵庫縣經濟部農畜課内
振替穴版五二二七六番

營業種目

庭園用樹
觀賞植物
内外花卉
和洋草花
球根類
果實苗
歐米花卉直輸入
造庭花壇ノ設計

海外貿易商

私書函山本局第三一號
大日本兵庫縣川邊郡山本

ミカド種苗株式會社

振替口座大阪二九二三三番
電話 山本 七二番
電信略號【ミカド】

卸問屋

庭公園樹
街路用樹
盆栽一式
溫室洋物
椅子球根
庭園施工



日の丸植物園

兵庫縣川邊郡山本
振替穴版二七〇六〇番
振替神戸一八二五四番

〔輸出専門〕

高級園藝市御案内

各位皆様の御健勝と御隆盛を御祈り致して居ります
最も買りよい最も買いよい最も感じのよい皆様の取引市場として御好評を頂て居ります
何卒御誘ひ合され舉つて御參加御出品の程御願申上ます

市日 毎月十日午後一時より晴雨不論
會場 山本苗木検査所
御送荷 福知山線中山寺驛揚
山本高級園藝市場行

地方出荷大歓迎 仕切金即時送金

兵庫縣川邊郡山本
山本高級園藝市組合

電話山本(4 10 20 21 28 35 55 70)番

營業課目

和洋庭園樹木
高級溫室植物
和洋庭園施工
賣店貸鉢用品
卸賣専門

寺田花園營業所

園主 寺田 半次
兵庫縣川邊郡山本
電話山本二二八番
振替穴版壹壹四三七番

草生園植物場

石原五郎

兵庫縣川邊郡山本
振替穴版壹壹五六八番
電話山本三五五番

園藝カタログ進呈

本世帯中ノ生活必需品物資統制令トアル語句ハ
昭和十六年十二月十五日勅令第千四百三十五号ニ
依リ物資統制令ニ切換マレタルニ付キ
茲ニ謝メテ言ヒス

高級園藝市御案内

各位皆様の御健勝と御隆盛を御祈り致して居りま
す
最も賣りよい最も買よい最も感じの良い皆様の取
引市場として御好評を頂て居ります
何卒御誘ひ合され舉つて御参加御出品の程御願申
上ます

市日 毎月十日午後一時より晴雨不論
会場 山本苗木検査所
御送荷 福知山線中山寺驛場
山本高級園藝市場行

地方出荷大歓迎
仕切金即時送金

兵庫縣川邊郡山本
山本高級園藝市組合
電話山本(4)10202128355570(管)

營業課目

和洋庭園樹木
高級温室植物
和洋庭園施工
賣店貸鉢用品
卸賣専門

寺田花園營業所

園主 寺田 半次
兵庫縣川邊郡山本
電話山本二八番
振替大阪壺屋四三七番

草生園植物場

石原五郎

兵庫縣川邊郡山本
振替大阪壺屋五六八番
電話山本三五番

園藝カタログ進呈

關西で定評の

株式會社 **兵庫園藝市場**

神戸市湊東區
楠町四丁目一〇三

市電大倉山
停留所西濱側

電話元町
一三三二七

地方出荷
大歓迎
質問應ズ!

仕切迅速
親切丁寧

關西に誇る切花市場

誠意と堅實を資本として
安心して任せる
皆様の市場
取扱至極公平にて親切且信用ある

神戸花市場

神戸市湊東區楠町四丁目一九五
電話元町④二七二番

地方出荷大歓迎
仕切金即時送金

營主目

御用命は信用ある………
………確實な
草花種子球根
觀賞植物宿根草花
和洋庭園用樹街路樹
其他高級品鉢物一切
—(カタログ贈呈)—

陽春園植物場

兵庫縣 電話 替振
庫山 四坂
邊本 二板
川三 三神
郡五 九戸
山〇 九八
本九 九八
番六 第局本
號六 第局本

兵庫縣川邊郡長尾村山本

仲徳園

電話山本三番

各縣立農事試驗場
各郡村農會、學校 御用

農産種苗問屋 **古川龜太郎商店**

本店 姫路市南區
電話一四六五番
振替大阪六四七九二番

出張所 姫路市久保町中央市場西側

苗物卸專門
球根有馬農場

兵庫縣有馬郡有野村
電話有馬十三番
振替大阪八六八七〇番

野菜種苗球根

岡田主次

神戸市灘區永手町五ノ二五
振替神戸九三二六番

歐米直輸入
草花、蔬菜、球根
優良種子卸小賣

日米種苗株式會社

神戸市湊東區荒田町
電話湊川⑤〇四七七

(カタログ贈呈)

終

